

令和6年度

中小企業施策 ガイドブック

令和6年度 新規事業

●未来産業人材育成支援事業	39 ページ
・教育コンシェルジュ（相談窓口）	1 ページ
・未来産業人材育成支援事業関連研修	5 ページ
・経営幹部育成支援補助金	30 ページ
・人材育成推進宣言企業認定制度	39 ページ
●人材育成研修応援補助金	21 ページ
●無人航空機操縦者資格取得支援補助金	22 ページ
●オフィス誘致補助金	28 ページ
●産業用ドローン講習	5 ページ

豊橋市



目 次

—CONTENTS—

01. 経営相談	-----	1
02. 情報提供の窓口	-----	3
03. 研修・講座	-----	4
04. 勤労者向け制度	-----	7
05. 各種補助金	-----	8
06. 融資制度	-----	31
07. その他	-----	40

経営相談

豊橋市をはじめ下記機関では各種経営相談に応じています。

相談機関		TEL	FAX	E-mail	相談内容
豊橋市	産業部 商工業振興課	51-2425	55-9090	shokogyo @city.toyohashi.lg.jp	事業活動（商業、工業） 商店街活動
		51-2431			
	産業部 産業政策課	51-2640		sangyoseisaku @city.toyohashi.lg.jp	産業用地に関すること、 工場立地法に関すること
	産業部 地域イノベーション推進室 （教育コンシェルジュ）	※9月頃に開設予定です。 詳しくは、ホームページをご覧ください。 （6月頃公開予定）			人材育成に関すること ※利用には、人材育成推進宣言企業（P39参照）への認定が必要
（公財） あいち産業振興機構	愛知県よろず支援拠点 本部	(052) 715-3188	(052) 563-5430	info-yorozu @aibsc.jp	あらゆる経営に関する相談（売上拡大、販路拡大、資金調達、補助金、技術、事業承継、EC、IT活用他）
	豊橋サテライト	(0532) 39-7111			
	エキスパートあいち（経営相談窓口）	(052) 715-3071	563-1436	info-manager @aibsc.jp	経営全般や金融・税務・技術・カーボンニュートラル・IT・DXなどの相談
	経営アドバイスグループ	(052) 715-3070		info-advice @aibsc.jp	法律相談、経営・技術に関する専門家派遣
	取引振興・設備グループ	(052) 715-3068		info-torihiki @aibsc.jp	取引紹介、あっせん等に関する相談
	下請かけこみ寺	(0120) 418-618 （フリーダイヤル）		kakekomitera @aibsc.jp	下請取引問題に関する相談
	創業プラザあいち	(052) 715-3075	(052) 563-1438	info-shinjigyo @aibsc.jp	起業・創業に関する相談
	国際ビジネスグループ	(052) 715-3065	(052) 562-1980	info-business @aibsc.jp	海外進出、貿易等に関する相談

相談機関	TEL	FAX	E-mail	相談内容
愛知県事業承継・引継ぎ支援センター (豊橋サテライトオフィス) ※豊橋商工会議所内	53-7211		info@shoukei-aichi.jp	事業承継全般に関する相談
豊橋商工会議所 ビジネスサポートセンター	53-7211	53-7210	kaigisho@toyohashi-cci.or.jp	融資、金融支援、経営革新(財務分析、企業ドック、経営計画策定)、記帳指導、労働保険、小規模企業共済等各種共済制度、創業支援、事業承継、事業継続計画(BCP)、海外展開支援、技術相談、人材確保(無料職業紹介所、学生就職)、プレスリリースサポート、各種補助金・助成金、商談・マッチング (定例専門相談) 法律、税務・経理、記帳、金融、特許、雇用・労務、不動産鑑定、IT、事業承継・M&A、ものづくり技術
(株)サイエンス・クリエイト Startup Garage	44-1117		startupgarage@tsc.co.jp	経営、技術、創業、新規事業

情報提供の窓口

中小事業者が必要とする各種の情報は、次のようなところで入手することができます。

情報の種類	問合せ先	電話番号及びホームページ
豊橋市の中小企業施策	豊橋市 産業部 商工業振興課	TEL 51-2425 https://www.city.toyohashi.lg.jp/2856.htm
豊橋市の企業立地	豊橋市 産業部 産業政策課	TEL 51-2640 http://www.city.toyohashi.lg.jp/san-gyoseisaku/
豊橋市の各種統計資料	豊橋市 じょうほうひろば	TEL 51-2037 https://www.city.toyohashi.lg.jp/6459.htm
愛知県の各種統計資料	愛知県 県民生活部 統計課	TEL (052)954-6108 http://www.pref.aichi.jp/toukei/
産業全般の情報	豊橋商工会議所	TEL 53-7211 https://www.toyohashi-cci.or.jp/
	(株)サイエンス・クリエイト	TEL 44-1111 https://www.tsc.co.jp/
	あいち労働総合支援フロア 産業労働情報コーナー	TEL (052)485-7153 http://rodoshien-aichi.jp/jouhou/index.html
中小企業組合の情報	愛知県中小企業団体中央会 三河分室	TEL 54-3462 http://www.aiweb.or.jp/
あいち産業振興機構の支援、セミナー情報・愛知県及び愛知県内市町村補助金一覧	(公財)あいち産業振興機構 総務企画部 情報企画グループ	TEL (052)715-3063 https://www.aibsc.jp/

研修・講座

◆中小企業人材育成支援研修（場所：とよはし産業人材育成センターほか）

中小企業事業主やその従業者向け等に、業務に直結する実践的な各種研修講座を用意しています。

分類	講座名	定員	回数	受講料*
WEB・SNS 活用	【夜間開催】繁盛するためのSNS活用とショート動画の作り方 ～机上の空論じゃない！集客実績に基づく売上UPのコツ～	18	5	10,000円
	【午後開催】繁盛するためのSNS活用とショート動画の作り方 ～机上の空論じゃない！集客実績に基づく売上UPのコツ～	18	5	10,000円
	スマホで綺麗に撮る！ワンランク上の動画撮影講座	15	4	10,000円
	【基礎】自社デザインを目指すためのグラフィックデザイン初心者講座 ～Illustratorの基本操作を学び、名刺やイラストを作成しよう～	10	4	10,000円
	【応用】自社デザインを目指すためのグラフィックデザイン初心者講座 ～IllustratorとPhotoshopの実践テクニックでチラシやバナーを作成しよう～	10	4	10,000円
デジタル 化推 進	【基礎】効率的な業務改善のためのエクセル活用術 ～エクセルの基礎と関数を習得しよう～	20	4	10,000円
	【応用】効率的な業務改善のためのエクセル活用術 ～データ加工や集計を自動化するツールを習得しよう～	20	4	12,000円
	業務を自動化！Microsoft365 活用術～AI・PowerAutomate PowerBIで業務を効率化しよう～	15	4	12,000円
ドロー ン操縦	【土曜午前開催】 ドローン操縦者養成講座	8	4	12,000円
	【平日夜間開催】 ドローン操縦者養成講座	8	4	12,000円
経営力 向上	<リピーター&初心者歓迎> 超実践・結果につながるマーケティング思考	25	5	12,000円
	「会社の数字を使いこなす」次期経営者の財務・管理会計入門 講座	15	3	10,000円
新事業 開発	実践的！新規事業、新製品開発ビジネスプラン作成講座	15	5	12,000円
人材 確保	多様な人材活用セミナー ～そろそろ動こう！外国人材の採用方法～	会場 20 枠以内 50	1	無料
	「タイパ重視世代」が求めるインターンシップ企画設計のポ イント	会場 20 枠以内 50	1	無料

※市内の中小企業（個人経営含む）で働く方、又は市内に居住する方。その他の方は倍額。

◆未来産業人材育成支援事業（P39 参照）関連研修

人材育成推進宣言企業（P39 参照）向けに、リスキリングを中心とした学びの機会等を提供します

分類	講座概要	備考
人材育成支援	中小企業の経営者、人事部門の方を対象とした組織の人材育成を支援する講座を実施します	9月頃に参加者等の募集を開始予定です。詳しくはホームページをご覧ください（6月頃公開予定）
DX・生産性向上	中小企業の経営幹部・管理層向けに、DXにより生産性向上や業務効率化を進めるための講座を実施します	
交流支援	企業や社会人同士のネットワークを構築する交流会を開催します※テーマに関心がある方は、どなたでも参加できます	

◆未来産業人材育成支援事業（P39参照）関連研修

DXを活用した省人化・省力化の実現および新たなビジネスモデルの構築に向けて、建設や測量をはじめとする幅広い産業分野で活用が期待されているドローンに関する実践的な知識・技能を習得するための講座を実施します。

分類	講座概要	定員	受講料
産業用ドローン講習	<p>【講習内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 写真測量、レーザー測量、写真/赤外線点検、空撮など <p>【受講資格】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一等または二等無人航空機操縦者技能証明を有する方 一定の無人航空機の飛行実績を有する方 <p>【申請者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 講習を役員または従業員に受講させようとする事業者等（7月頃に受講者の募集を開始予定です。申請資格や申請方法など詳細は商工業振興課ホームページ等でお知らせします。） 	20	100,000円 ^(※)

※市内の中小事業者等（個人経営含む）で働く方以外は受講料が3倍となります。

◆豊橋市以外が実施する研修・講座等

実施機関	事業内容	TEL	
（公財）あいち産業振興機構	経営アドバイスグループ	次世代後継者を育成する後継者育成塾	(052) 715-3070
	創業・新事業育成グループ	<ul style="list-style-type: none"> ●起業を考えている方向け あいち創業ゼミ [基礎コース] あいち創業ゼミ [短期集中コース] 女性起業家セミナー ●起業後5年程度までの小規模企業者向け 創業ビギナー講座 	(052) 715-3075
	情報企画グループ	情報系 Web セミナー等	(052) 715-3063
	国際ビジネスグループ	貿易実務講座、海外ビジネスセミナー	(052) 715-3065
あいち産業科学技術総合センター	各種講習会・研修会等	(0561) 76-8306	

(公財)名古屋産業振興公社	ものづくり支援講座、中小企業技術者研修、 中小企業技能者育成講座	(052)654-1653
(独)中小企業基盤整備機構 中小企業大学校 瀬戸校	経営者・管理者研修等	(0561)48-3401
ポリテクセンター中部 (中部職業能力開発促進センター)	<ul style="list-style-type: none"> ・求職者向け職業訓練 ・在職者向け職業訓練 (能力開発セミナー) ・求職者支援制度による職業訓練 (都道府県支部) ・生産性向上支援訓練 (生産性向上人材育成支援センター) 	(0568)79-0511
豊橋商工会議所	事業経営に必要で身近な時流に合ったテーマの講習・講演会及び従業員に対する教育講座など年間30～40 講座開催	53-7211
株式会社サイエンス・クリエイト	豊橋イノベーションガーデン運営事業 (メイカーズ・ラボとよはし) <ul style="list-style-type: none"> ・レーザー加工機や 3D プリンターなどデジタル工作機械を使ったものづくり講座等 	44-1110
	豊橋イノベーションガーデン運営事業 (Startup Garage) <ul style="list-style-type: none"> ・コワーキングスペースの運営 ・各種起業関連セミナー 	44-1117
	社会人キャリアアップ連携協議会 (ジェネカフェ (Gene Cafe)) <ul style="list-style-type: none"> ・本地域における産学官金の若手・中堅人材を集め、交流や連携を促進する場の提供 	44-1111

**令和6年度、従業員の研修費用等を事業主に助成する制度を創設しました。
詳しくは21ページをご確認ください。**

勤労者向け制度

勤労者のための補助制度や相談窓口があります。

勤労者生活資金貸付金利子軽減制度			
補助内容	東海労働金庫から教育資金等の融資を受ける場合に、利子が軽減される補助制度です。		
対象者	市内在住の勤労者		
種類	<ul style="list-style-type: none"> ・教育資金（高等学校以上の入学金・授業料など） 会員限定ローンパートナー、会員限定ローンパートナープレミアム、東海ろうきんコープローン、ろうきんローンエール ・災害資金（災害対策及び修繕） 災害対策ローン、災害復旧支援ローン 		
補助対象融資額	500万円以内	利子軽減率	毎月の償還時にかかる利子のうち年利1%相当額
補助対象期間	教育資金：在学期間（各学校の基本修業年限以内とする。ただし、留年は除く） 災害資金：5年以内 ※前年10月1日～9月末の利子支払い実績に基づいて交付します。 ※交付期間中に市外に転出した場合は、転出日までに返済した利子が補助対象となります。		
（問合せ先）商工業振興課 TEL 51-2437 FAX 55-9090			

東三河勤労者福祉サービスセンター	
内容	勤労（解雇等）、生活（相続等）、金融（多重債務等）など生活全般にかかわる相談業務を行っています。
対象者	東三河地域在勤又は在住の勤労者
営業時間	毎週月～金曜日の午前10時～午後4時（ただし、正午～午後1時を除く）
（問合せ先）東三河勤労者福祉サービスセンター TEL 64-7777（相談専用ダイヤル） FAX 63-3113	

各種補助金

豊橋市では、活力とにぎわいに満ちた『まちづくり』のために商店街等が行う共同事業や商業環境の改善などの事業支援、中小事業者の方たちの経営基盤強化・近代化や合理化促進、企業立地の促進等のために様々な補助制度を設けています。

※各事業に記載されている中小事業者等とは以下の通りです。

- ・ 中 小 事 業 者：中小企業基本法第2条第1項に該当される方
- ・ 中小企業団体：中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に該当される団体
- ・ 協 同 組 合 等：法人税法第2条第7号に規定される協同組合等

商店街環境向上事業補助金	
補助内容	商店街の安全や環境の向上を図るために実施する既設街路灯等の省エネ化や、老朽化した街路灯等の補修・撤去に要する経費を補助する制度です。
対象経費	既設街路灯等の省エネ化に要する経費や、老朽化した街路灯・アーチ・アーケード・モニュメントの補修・撤去に要する経費。
補助率	補助対象経費から国・県補助金を差し引いた額の20%以内 ※ただし、既設アーチ・アーケード及びストリートデザイン事業の影響を受けた街路灯のLED化については2/3以内
補助限度額	1,000万円
対象団体	商店街振興組合、事業協同組合等の商店街組織又は商業主体地域発展会
要件	補助対象経費が10万円以上であること。
申請期間	事業着手前
(問合せ先) 商工業振興課 TEL 51-2425 FAX 55-9090	



商業団体街路灯等電灯料補助金																							
補助内容	団体が維持管理している街路灯等の電灯料を補助する制度です。																						
補助対象	団体が、前年度末までに設置した街路灯（ただし、市のストリートデザイン事業の影響でLED化していないものに限る）・アーチ・アーケードに要する電灯料																						
補助金額	次表の各区分において、算定基準に補助対象となる街路灯等の数を乗じて得た額又は実際に支払った電灯料に50%を乗じて得た額（10円未満の金額は切り捨てる。）のいずれか低い額。																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="2">算定基準（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">街路灯1基当たり</td> <td>40W以下</td> <td>740</td> </tr> <tr> <td>41W～80W</td> <td>1,230</td> </tr> <tr> <td>81W～125W</td> <td>2,090</td> </tr> <tr> <td>126W～250W</td> <td>2,900</td> </tr> <tr> <td>251W～300W</td> <td>4,580</td> </tr> <tr> <td>301W以上</td> <td>5,310</td> </tr> <tr> <td>アーチ1基当たり</td> <td colspan="2">9,470</td> </tr> <tr> <td>アーケード10㎡当たり</td> <td colspan="2">3,300</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	算定基準（円）		街路灯1基当たり	40W以下	740	41W～80W	1,230	81W～125W	2,090	126W～250W	2,900	251W～300W	4,580	301W以上	5,310	アーチ1基当たり	9,470		アーケード10㎡当たり	3,300	
	区 分	算定基準（円）																					
	街路灯1基当たり	40W以下	740																				
		41W～80W	1,230																				
		81W～125W	2,090																				
		126W～250W	2,900																				
		251W～300W	4,580																				
301W以上		5,310																					
アーチ1基当たり	9,470																						
アーケード10㎡当たり	3,300																						
対象団体	商店街振興組合、事業協同組合等の商店街組織又は商業主体地域発展会																						
申請期間	事業着手前																						
(問合せ先) 商工業振興課 TEL 51-2425 FAX 55-9090																							

商業団体安全安心環境維持費補助金													
補助内容	団体が維持管理している街路灯の電灯料を補助する制度です。												
補助対象	団体が、前年度末までに設置した街路灯（ただし、市のストリートデザイン事業の影響でLED化していないものについては商業団体街路灯等電灯料補助事業で補助）に要する電灯料												
補助金額	次表の各区分において、算定基準に補助対象となる街路灯の数を乗じて得た額。												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="2">算定基準（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">街路灯1基当たり</td> <td>40W以下</td> <td>520</td> </tr> <tr> <td>41W～80W</td> <td>690</td> </tr> <tr> <td>81W～125W</td> <td>960</td> </tr> <tr> <td>126W以上</td> <td>1,620</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	算定基準（円）		街路灯1基当たり	40W以下	520	41W～80W	690	81W～125W	960	126W以上	1,620
	区 分	算定基準（円）											
	街路灯1基当たり	40W以下	520										
		41W～80W	690										
81W～125W		960											
126W以上		1,620											
対象団体	商店街振興組合、事業協同組合等の商店街組織又は商業主体地域発展会												
申請期間	事業着手前												
(問合せ先) 商工業振興課 TEL 51-2425 FAX 55-9090													

新ビジネスチャレンジ応援補助金

補助内容	業態転換、EC サイト開設・改善、クラウドファンディング、デジタル化を通して、新たな取組みに挑戦する中小事業者の支援を行います。 令和6年度、「デジタル化」も補助対象に追加しました。			
対象事業	① 業態転換 (※1)	② EC サイト 開設・改善 (※2)	③ クラウド ファンディング	④ デジタル化 new!!
対象者	以下の条件を満たすもの (1) 市内に本店がある中小事業者 (個人については住所) (2) 継続して1年以上の営業実績がある店舗等が実施する事業			
内容	従来の業種から異なる業種に業態転換する際に必要となる経費の一部を補助	EC サイトを開設または改善する際に、その費用の一部を補助	購入型クラウドファンディングを利用して資金調達を行う際にかかる手数料等の一部を補助	人材不足を解消し業務効率化、生産性向上を図るために必要となるシステムの導入や、それに付随する機械装置等の導入費用の一部を補助
対象経費	<p>1 業態転換後の店舗等で、財又はサービスの生産・提供を行うために必要となる、店舗内に設置する設備・備品 (下限10万円)</p> <p>2 業態転換後の店舗等で行う、1工事あたり10万円以上の、市内に本店 (個人については住所) を有する中小事業者に施工を発注する改装工事に係る費用</p>	<p>1 ショッピングモール、ショッピングカートの開設・改善又はオンラインサービスの開設・改善に係る費用</p> <p>2 1を伴うHP開設・改善費用 ※単なるショッピングモールの追加等は対象外</p>	<p>1 プロジェクト成立時に、クラウドファンディング仲介事業者へ支払う以下の費用 (1) サービス手数料 (利用手数料及び決済手数料) (2) 支援金を早期に受け取るための手数料</p> <p>2 プロジェクト終了の日の1年前から交付申請の日までに支払う、プロジェクト実施に必要な以下の費用。ただし、1の費用を伴う場合に限る。 (1) クラウドファンディングのプロジェクト制作及び仲介事業者への申請代行委託費 (2) プロジェクトページのページコンテンツ (文書、写真、動画等) の制作代行委託費</p>	<p>(ソフトウェア)</p> <p>1 生産性向上に寄与する機能を有するソフトウェア導入費用やライセンス取得費用</p> <p>(ハードウェア)</p> <p>2 1と併せて、また連携して動作することを目的に導入する、電子機器・機械装置等の購入に要する費用</p>
補助	1 / 2 以内			

率				
補助 限度 額	50万円	10万円	10万円	50万円
申請 期間	事業着手前		プロジェクトの終了の日 から1年以内	事業着手前
申請 回数	1事業者1対象事業1申請/年度 ①②③④併用可能			
(問合せ先) 商工業振興課 TEL51-2425 FAX55-9090				

(※1) 業態転換

【屋号変更】【区分営業】【新店進出】により、事業者として過去に実績のない業種へ事業内容を変更するもの(変更=日本標準産業分類 中分類以上が変更すること。)

(※2) EC サイト

インターネット上で一般消費者向けに商品の販売を行うウェブサイト又はインターネット上で一般消費者向けにサービスの提供を行うウェブサイトをいう。

<事業完了後の共通要件>

- (1) 市内に所在する店舗等
- (2) 本部が市外にあるフランチャイズチェーンでないもの
- (3) 日本標準産業分類に掲げる細分類 7661-キャバレー、ナイトクラブでないこと

商業団体共同事業補助金	
補助内容	にぎわいのある商業集積づくりを推進するため、商業団体が実施する地域にインパクトを与えるイベント等に対し補助する制度です。
対象事業	①講習会・講演会・研修会・研究会②調査・情報提供事業③催事・共同宣伝事業④クラウドファンディング
対象経費	会場費、報償費、印刷製本費、広告宣伝費、システム費、委託費(対象事業①～③) 「購入型クラウドファンディング」を利用して資金調達を行う際にかかる手数料、委託費(対象事業④)
補助率	補助対象経費の20%以内 補助対象経費の1/2以内
補助限度額	70万円 10万円
申請回数	1事業者1対象事業1申請/年度 ①～④併用可能
対象団体	申請年度の4月1日時点で存在し、組織及び経済的地位が強固で団体の永続性が認められ、かつ構成員が4人以上である以下の商業団体 (1)「商店街振興組合、事業協同組合等の商店街組織」又は「商業主体地域発展会」 (2)所属する会員又は店舗が、主に同一業種(細分類)の者であって、その業種に係る事業活動の促進及び販路の拡大を目的とした団体
申請期間	事業着手前(対象事業④のみプロジェクトの終了の日から1年以内)
(問合せ先) 商工業振興課 TEL51-2425 FAX55-9090	

まちなかインキュベーション事業

補助内容	中心市街地に点在する空き店舗を活用し出店する新規創業者等の賃借料・改装費を補助する制度です。																		
対象経費	①賃借料（共益費、管理費を含む。） ②改装費（内装工事費、外装工事費、給排水工事・電気工事等。ただし、事業の用途に付さない部分の経費や備品購入費等は除く。）																		
要件	① 株式会社豊橋まちなか活性化センターが定める中心市街地のエリア内の物件であること ②補助対象となる期間は1店舗につき2年以内 ③改装費は開業時1回のみ（新規創業者のみ）																		
補助率及び補助限度額	<p>出店者への補助率・補助限度額</p> <p>・賃借料：1店舗につき補助対象経費に次表の補助率を乗じた額</p> <p>■飲食店</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 60%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">期 間</th> <th style="width: 30%;">補助率</th> <th style="width: 40%;">年間補助限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24か月まで</td> <td>1／3以内</td> <td>72万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・改装費：1店舗につき補助対象経費の20%以内（補助限度額50万円）</p> <p>■物販店</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 60%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">期 間</th> <th style="width: 30%;">補助率</th> <th style="width: 40%;">年間補助限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24か月まで</td> <td>1／2以内</td> <td>108万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・改装費：1店舗につき補助対象経費の20%以内（補助限度額50万円）</p> <p>■サービス業等</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 60%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">期 間</th> <th style="width: 30%;">補助率</th> <th style="width: 40%;">年間補助限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24か月まで</td> <td>1／4以内</td> <td>54万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・改装費：1店舗につき補助対象経費の20%以内（補助限度額50万円）</p>	期 間	補助率	年間補助限度額	24か月まで	1／3以内	72万円	期 間	補助率	年間補助限度額	24か月まで	1／2以内	108万円	期 間	補助率	年間補助限度額	24か月まで	1／4以内	54万円
期 間	補助率	年間補助限度額																	
24か月まで	1／3以内	72万円																	
期 間	補助率	年間補助限度額																	
24か月まで	1／2以内	108万円																	
期 間	補助率	年間補助限度額																	
24か月まで	1／4以内	54万円																	
対象団体	対象区域内で新規創業等により出店する者																		
(問合せ先) まちなか活性課 TEL 55-8101 FAX 55-8100、(株)豊橋まちなか活性化センター TEL 55-6666																			

地域商業活動活性化事業（愛知県）

補助内容	<p>地域経済の発展のため、団体が自主的かつ主体的に取り組む商業活動活性化事業に対して補助する制度です。（集客力向上事業、販売促進事業、機能強化事業、連携創出事業など）</p> <p>※愛知県の商店街等に対する補助制度です。詳細につきましては、下記にお問い合わせください。</p>
(問合せ先) 愛知県 東三河総局 企画調整部 産業労働課 TEL 35-6116 FAX 54-7239	

共 通 駐 車 券 事 業		
補助内容	中心市街地への来街者の利便性を図るため、株式会社豊橋まちなか活性化センターが事業主体となり駐車場の駐車サービス券を共通化する共通駐車券事業に対し補助する制度です。	
対象経費	事務の合理化のために必要な機器の設置に要する経費	参加する小売事業者等の利用者負担金
補助率	補助対象経費の20%以内	補助対象経費の1/3以内
対象団体	株式会社豊橋まちなか活性化センター	
(問合せ先) まちなか活性課 TEL 55-8101 FAX 55-8100		

中 小 企 業 振 興 助 成 金	
補助内容	中小事業者の方が設備の近代化・合理化を図るため、新しく取得した機械・装置に対して助成金を交付する制度です。
対象者	特定の事業を主として2年以上市内で継続して営んでいる中小事業者 ※市税の滞納がないこと
対象設備	令和5年1月2日から令和6年1月1日までに、事業の近代化・合理化のために取得した、直接事業の用に供する機械、装置で、市の償却資産課税台帳に登録された課税標準額が次の要件を満たすものです。ただし、他より借り受け、又は他に貸し付けているものは除きます。 鉱業、建設業、製造業、運輸業等・・・1設備100万円以上のもの 卸売業、小売業、サービス業・・・1設備30万円以上のもの
助成金の額	市の償却資産課税台帳に登録された課税標準額の4.2%以内で、1事業者につき300万円を限度
申請期間	令和6年4月1日から令和6年9月30日まで
助成金交付時期	令和7年6月(予定)
(問合せ先) 商工業振興課 TEL 51-2431 FAX 55-9090	

先端設備等導入計画の申請受付

内 容 中小企業等経営強化法に基づく豊橋市導入促進基本計画及び国の導入促進指針に適合する先端設備等導入計画を策定し本市の認定を受けることで、設備投資のための支援（固定資産税の特例、計画に基づく事業に必要な資金繰り）を受けられます。

対象者 中小企業等経営強化法第2条第1項に該当する方で、豊橋市内にある事業所において設備投資を行うもの。
 ①個人事業主②会社③企業組合④協業組合⑤事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、共同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、中小企業等経営強化法施行令で定めるもの※①②については、下表に該当する必要あり

業種分類		資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員数の数
製造業その他		3億円以下	300人以下
卸売業		1億円以下	100人以下
小売業		5千万円以下	50人以下
サービス業		5千万円以下	100人以下
政令指定業種	ゴム製品製造業※	3億円以下	900人以下
	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5千万円以下	200人以下

※自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く
 (注) 固定資産税の特例は、対象となる規模要件が異なります

主な要件	内 容
計画期間	計画認定から3～5年間
労働生産性	直近の事業年度末比で労働生産性が年平均3%以上向上すること
先端設備等の種類	労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される設備 ○機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備
計画内容	○国の導入促進指針及び豊橋市導入促進基本計画に適合するものであること ○先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること ○経営革新等支援機関において事前確認を行った計画であること

申請期間 令和7年3月末まで（※設備導入前）
 ※固定資産税の特例を受ける場合、令和7年3月末までに計画認定を受け、かつ設備導入することが条件となります。

(問合せ先) 商工業振興課 TEL 51-2432 FAX 55-9090

詳細はホームページをご覧ください。 <http://www.city.toyohashi.lg.jp/34516.htm>

中小企業近代化奨励金	
補助内容	中小事業者の方などが他の事業者との連携若しくは事業の共同化、又は中小企業の集積の活性化に必要な施設を設置する時に、奨励金を交付する制度です。
対象施設	①独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号に規定する資金の貸付対象となった施設 ②生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査及び福利厚生等の施設並びにその他中小企業団体等の構成員の事業に関する共同施設 ③街路灯、アーケード及びアーチ
補助率	当該年度中に設置した施設に対して、市長が必要と認めた経費の20%以内
補助限度額	1,000万円
対象団体	組織及び経済的基礎が強固で団体の永続性が認められ、かつ構成員が4人以上の商工団体で市長が認めるもの
申請期間	事業着手前
(問合せ先) 商工業振興課 TEL 51-2425 FAX 55-9090	

知的財産権取得事業費補助金	
補助内容	市内に本店がある中小事業者の方の競争力や経営基盤の強化の支援として、知的財産権（特許権・実用新案権・意匠権）の取得に対して補助金を交付する制度です。
対象者	市内に本店がある中小事業者 ※市税の滞納がないこと
対象事業	特許権、実用新案権及び意匠権の取得事業
対象経費	・特許権・実用新案権・意匠権の出願に係る手数料 ・上記に係る手続を弁理士に依頼した場合はその弁理士費用
補助金の額	対象経費の1/2の額（1,000円未満切捨て）で、1件につき15万円を限度※一年度3回が限度、ただし特許権・実用新案権・意匠権それぞれ1回まで
申請期間	出願をした日から1年以内
(問合せ先) 商工業振興課 TEL 51-2425 FAX 55-9090	

未来産業創出事業補助金

事業名	次世代人材育成事業	事業化可能性調査事業		共同研究支援事業	新事業開発支援事業		社会実験支援事業	
対象内容	学生グループが市内を拠点に、次世代産業人材育成のための活動に取り組む事業	事業化の実現可能性を高めることを目的とした、アイデアの技術検証またはニーズ調査・検証等に取り組む事業		大学等が市内事業者と共同して、新製品や新技術の研究開発に取り組む事業	新製品や新サービス開発、それに伴う実証実験に取り組む事業		革新的な技術を用いた製品やサービスの社会実装を目的として行う、地域を巻き込んだ実証実験及び製品の改良に取り組む事業	
申請者	市内大学等の学生が所属するグループ	市内事業者	市外事業者	大学等	市内事業者	市外事業者	市内事業者	市外事業者
要件	拠点設置	—	—	—	—	必要 (補助事業終了までに)	—	必要 (補助事業終了までに)
	その他	・市内を拠点に、活動に取り組んでいること ・グループの半数以上が学生であること ・2名以上のグループであること	・市税の滞納がないこと	・市内事業者を含むグループを構成して申請すること ・市内を研究・実証フィールドとすること ・市区町村税の滞納がないこと	・市内事業者と共同して申請すること ・共同研究を行う市内事業者に市区町村税の滞納がないこと	・市税の滞納がないこと ・市内事業者を含むグループを構成して申請すること ・市内を研究・実証フィールドとすること ・市区町村税の滞納がないこと	・補助事業終了までに事業責任者を市内事務所に常駐させること ・市内を研究・実証フィールドとすること ・市税の滞納がないこと	・補助事業終了までに事業責任者を市内事務所に常駐させること ・市内事業者を含むグループを構成して申請すること ・市内を研究・実証フィールドとすること ・市区町村税の滞納がないこと ・令和3年4月1日以降に資金調達を受けていること
対象経費	(1)謝金・人件費 (2)旅費 (3)消耗品・備品費 (4)通信運搬費 (5)印刷製本費 (6)調査費 (7)使用料・賃借料 (8)その他の経費	(1)委託費 (2)物品費 (3)人件費 (4)謝金 (5)旅費 (6)通信運搬費 (7)その他の経費	(1)研究用設備品費 (2)消耗品費 (3)人件費 (4)謝金 (5)旅費 (6)プロトタイプ試作費 (7)その他の経費	(1)委託費 (2)物品費 (3)人件費 (4)謝金 (5)旅費 (6)通信運搬費 (7)その他の経費	(1)原材料費 (2)設備品費 (3)人件費 (4)技術導入費 (5)外注費 (6)委託費 (7)その他の経費			
上限金額(率)	25万円(10/10以内)	50万円(1/2以内)		250万円(1/2以内) ※共同研究を行う事業者の負担額を上限とする	250万円(1/2以内)		1500万円(1/2以内) ※資金調達額を上限とする	
公募スケジュール	5月以降随時募集予定	5月公募予定 → 6月審査予定 → 7月採択決定						

(問合せ先) 株式会社サイエンス・クリエイト TEL 44-1121 FAX 44-1122
(HP) 詳細は右記二次元コードよりご参照ください。



販路開拓支援事業費補助金	
補助内容	中小事業者の方が市場開拓、販路開拓を図るため、展示商談会等への出展に対して補助金を交付する制度です。
対象者	市内に本店がある中小事業者 ※市税の滞納がないこと
対象事業	①名古屋市内、愛知県国際展示場及び県外で開催される、100小間以上又は総小間面積900㎡以上の規模のある展示商談会等への出展 ②オンラインで開催される展示会への出展 ※物産展など主として即売を目的としているものは除く
対象経費	①展示商談会等の主催者等へ支払う小間料使用料 ②オンラインで開催される展示商談会等において主催者等へ支払う小間使用料
補助金の額	対象経費の1/2の額（1,000円未満切捨て）で、30万円を限度 ※対象事業①②の各1回/年が限度
申請期間	展示会等が終了した日から1年以内
(問合せ先) 商工業振興課 TEL 51-2425 FAX 55-9090	

起業支援事業費補助金	
補助内容	発展性をもって新たに市内で事業を開始する起業者に対し、起業に係る必要経費の一部を補助する制度です。
対象者	とよはし創業プラットフォーム参画機関(*1)に事業計画の策定に係る指導・助言を受けており、起業後においても同機関による指導及び助言を継続的に受けるもの(*1)豊橋商工会議所、市内金融機関、(株)サイエンス・クリエイト ※市税の滞納がないこと ※フランチャイズチェーンは除く
対象経費	・1単位あたり10万円以上の設備及び備品購入に係る経費 ※汎用性が高く、使用目的が補助対象事業の遂行に必要であると特定できないものは除く。 ・広告宣伝に係る経費
補助金の額	・対象経費の1/2の額（1,000円未満切捨て） ・限度額は、30万円
申請期間	開業の日から1年以内 ※法人の場合は会社設立日から1年以内
(問合せ先) 商工業振興課 TEL 51-2425 FAX 55-9090	

企業BCP策定支援事業費等補助金	
対象事業者	市内の中小事業者等で市税の滞納がないこと
対象経費	BCP・事業継続力強化計画(※)の策定又は改訂に際して専門家の助言を受けるため、コンサルタント、アドバイザー等に対して支払った費用 ※事業継続力強化計画:中小企業が策定した防災・減災の事前対策に関する計画で国の認定を受けた計画のこと
補助金の額	補助対象経費の1/2の額で、年間3万円を限度 ※1,000円未満切捨て
申請期間	助言を受けた日(申請しようとする日が複数日ある場合はその最終日)から1年以内
(問合せ先) 産業政策課 TEL 51-2436 FAX 55-9090	

大型運転免許等取得支援補助制度	
補助内容	事業者が負担する大型トラック・タクシー等の運転免許取得にかかる経費に対して、補助金を交付する制度です。 令和6年度、中型トラック等の免許取得も補助対象に追加しました。
対象者	市内に事業所を有する旅客運送事業・貨物運送事業を営む中小事業者・中小企業団体。ただし、補助対象となる免許取得者は市内の事業所勤務者であること。 ※市税の滞納がないこと。
要件	運転免許の取得が、新規雇用もしくは継続雇用の条件であること。 ただし、雇用形態は問わない。対象となる運転免許は以下①～⑦ ① 準中型一種免許 new!! ② 中型一種免許 new!! ③ 大型一種免許 ④ 普通二種免許 ⑤ 中型二種免許 new!! ⑥ けん引免許 ⑦ 大型二種免許
対象経費	補助対象事業者が従業員の免許取得に対して負担した経費
補助金の額	・対象経費の1/2の額（1,000円未満切捨て） ・各運転免許につき1人10万円を限度
申請期間	免許取得日から1年以内 ※申請は、各年度において1事業者あたり延べ10人を限度とする。
(問合せ先) 商工業振興課 TEL 51-2638 FAX 55-9090	

就職サイト等活用事業費補助制度	
補助内容	中小事業者等の人材確保支援として、就職情報ウェブサイト掲載費や採用ホームページの作成・改良費用の一部を補助する制度です。
事業区分	就職サイト掲載事業 採用ホームページ改良事業
対象者	市内に本店を有する中小事業者又は中小企業団体で、市税の滞納がないこと、風営法等の規制にかかる企業でないこと。 あいちU I J ターン支援センターウェブサイトにて求人を掲載していること 求職者が求人情報等を収集するための媒体に、改良した採用ホームページのURLを掲載し採用情報を発信すること
対象経費	就職情報ウェブサイトへの正規雇用に係る求人情報掲載費 ※求人情報の掲載期間が1年以内であるもの。ただし、新卒者等を対象とする就職情報サイトに掲載する場合は、この限りでない。 (1) 採用ホームページ作成・改良に係る外部委託に要する費用 (2) 採用ホームページ作成ソフト及びその解説書の購入費（自社制作の場合に限る） (3) ドメイン取得費 (4) 上記(1)～(3)の費用に付随する動画・写真撮影費 (5) その他市長が適当と認める経費
補助金の額	対象経費の1/2の額（1,000円未満切捨て）、上限20万円。 ※1事業者につき新卒者向け、転職者向けでそれぞれ1回ずつの申請に限る。同年度に新卒者向けと転職者向け両方の申請はできません。 対象経費の1/2の額（1,000円未満切捨て）、上限20万円。 ※1事業者につき1回限り

申請期間	事後申請 求人情報掲載開始から掲載終了後6か月以内	事前申請
(問合せ先) 商工業振興課 TEL 51-2437 FAX 55-9090		

U I J ターン 就業 奨励 制度	
補助内容	中小事業者の人材確保支援として、首都圏（東京・埼玉・千葉・神奈川）から市内へ転入した勤労者を雇い入れた事業者へ奨励金を支給する制度です。
対象者	<p>《事業者要件》市内に本店を有する中小事業者又は中小企業団体で、市税の滞納がないこと。U I J ターン就業者が就職活動を行っている時期に首都圏に在住する者を対象とする採用活動を行っていたこと。愛知県が移住支援金の対象法人の求人情報を掲載するために運営するマッチングサイトに移住支援金の対象として求人情報を掲載すること。風営法等の規制にかかる企業でないこと。首都圏などにおいて求人活動を行っていること。</p> <p>《対象となる就労者の要件》 以下の全てに該当する者</p> <p>①首都圏で1年以上住所を有した後に就業を機に市内に転入し、引き続き市内に居住する見込みがある。</p> <p>②就職した日の年齢が65歳未満である。</p> <p>③補助対象事業者に正規雇用され、その後6か月以上正規雇用者として勤務している。</p> <p>④代表者等と3親等以内の親族関係にない。</p>
補助金の額	<p>・1人につき10万円</p> <p>※各年度において1事業者あたり、100万円を限度とする。</p>
申請期間	正規雇用開始後、6か月を経過した日から6か月以内
(問合せ先) 商工業振興課 TEL 51-2437 FAX 55-9090	

働きやすい職場づくり補助制度			
補助内容	従業員用の男女別トイレの設置などの整備に加え、就業規則見直しなどにかかる経費に対して補助金を交付する制度です。		
対象者	市内に本店を有する中小事業者及び中小企業団体 ※市税の滞納がないこと。風営法等の規制にかかる企業でないこと。		
事業区分	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">ハード環境整備</td> <td style="text-align: center;">ソフト環境整備</td> </tr> </table>	ハード環境整備	ソフト環境整備
ハード環境整備	ソフト環境整備		
対象経費	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">対象者が市内にある対象建物における、男女別従業員専用のトイレ、更衣室、休憩室の整備に要する費用 ※備品の購入、既存設備の更新、新たに事務所、工場、店舗等の新設に伴うトイレ等の整備費用を除く。</td> <td style="width: 50%;">就業規則の作成・見直しのための社会保険労務士への委託料</td> </tr> </table>	対象者が市内にある対象建物における、男女別従業員専用のトイレ、更衣室、休憩室の整備に要する費用 ※備品の購入、既存設備の更新、新たに事務所、工場、店舗等の新設に伴うトイレ等の整備費用を除く。	就業規則の作成・見直しのための社会保険労務士への委託料
対象者が市内にある対象建物における、男女別従業員専用のトイレ、更衣室、休憩室の整備に要する費用 ※備品の購入、既存設備の更新、新たに事務所、工場、店舗等の新設に伴うトイレ等の整備費用を除く。	就業規則の作成・見直しのための社会保険労務士への委託料		
要件等	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"> <ul style="list-style-type: none"> ・申請年度内に完了すること。 ・市内に本店（個人については住所）を有する中小事業者等に施工を発注する工事に係る費用であること ・申請時に従業員を雇用していること。 ・他の公的な補助金を利用していないこと。 </td> <td style="width: 50%;"> <ul style="list-style-type: none"> ・申請年度内に完了すること。 ・法令を上回る整備であること。 ・他の公的な補助金を利用していないこと。 </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ・申請年度内に完了すること。 ・市内に本店（個人については住所）を有する中小事業者等に施工を発注する工事に係る費用であること ・申請時に従業員を雇用していること。 ・他の公的な補助金を利用していないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請年度内に完了すること。 ・法令を上回る整備であること。 ・他の公的な補助金を利用していないこと。
<ul style="list-style-type: none"> ・申請年度内に完了すること。 ・市内に本店（個人については住所）を有する中小事業者等に施工を発注する工事に係る費用であること ・申請時に従業員を雇用していること。 ・他の公的な補助金を利用していないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請年度内に完了すること。 ・法令を上回る整備であること。 ・他の公的な補助金を利用していないこと。 		
補助金の額	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"> <ul style="list-style-type: none"> ・対象経費の1/2の額（1,000円未満切捨て） ※1事業者等につき、1回のみ申請可 上限50万円 </td> <td style="width: 50%;"> <ul style="list-style-type: none"> ・対象経費の1/2の額（1,000円未満切捨て） ※1事業者等につき、1回のみ申請可 上限10万円 </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ・対象経費の1/2の額（1,000円未満切捨て） ※1事業者等につき、1回のみ申請可 上限50万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象経費の1/2の額（1,000円未満切捨て） ※1事業者等につき、1回のみ申請可 上限10万円
<ul style="list-style-type: none"> ・対象経費の1/2の額（1,000円未満切捨て） ※1事業者等につき、1回のみ申請可 上限50万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象経費の1/2の額（1,000円未満切捨て） ※1事業者等につき、1回のみ申請可 上限10万円 		
申請期間	<p>事業着手前</p> <p>※工事業者や社会保険労務士との契約前に申請してください。</p>		

	※申請期限は各年度 12 月の最終営業日です。
(問合せ先) 商工業振興課 TEL 51-2437 FAX 55-9090	

奨学金返還支援制度	
内 容	地元中小事業者が新たに雇い入れた 35 歳未満の若者が在学中に貸与を受けた奨学金について、市と雇用主が一体となって返還金の補助を行います。 ※令和 5 年度から高校在学中に貸与を受けた奨学金も対象となりました。
対象事業者	市内に事業所を有する中小事業者・中小企業団体（対象事業者登録が必要） ※補助金の 1 / 2 の額の協力金の納付が可能であること。風営法等の規制にかかる企業でないこと。
補助金交付対象者	対象事業者に新たに正規雇用として就職した者で、以下の全ての要件を満たすこと。 (1) 大学等を卒業した 35 歳未満の者であること。 (2) 在学中に貸与を受けた奨学金の返還金及び市税の滞納がないこと。 (3) 市内に居住していること。 (4) 市内事業所に勤務していること。但し、雇用主が市内に本店を有する対象事業者である場合や、補助対象の従業員が登録後に転勤となった場合は、市外事業所に勤務する者も対象とする。
補助期間 (企業協力期間)	奨学金返還開始月から 3 年間（補助対象者登録が返還開始日より後の場合は、補助申請年度の 4 月又は就職日の属する月のいずれかのうち遅いほうから 3 年間）
補助金の額 (企業協力額)	1 人当たり月額 15,000 円 3 年間で 54 万円 (1 人当たり企業協力額：月額 7,500 円 3 年間で 27 万円)
申請期間	対象事業者登録：随時※ 補助対象者登録：就職した翌年度の 7 月 31 日まで※ ※令和 6 年度に補助金の交付を受ける場合は、いずれの登録も令和 6 年 7 月 31 日まで
(問合せ先) 商工業振興課 TEL 51-2437 FAX 55-9090	

令和 6 年度 4 月以降に採用の従業員の方から、

「愛知県 中小企業人材確保奨学金返還支援制度」をご案内しています。

県制度の登録企業に該当するかは 愛知県 HP をご確認ください。

【お問い合わせ】052-954-6366（愛知県就業促進課）

移住支援金対象法人登録（移住支援金対象求人の掲載）	
内 容	あいち U I J ターン支援センター WEB サイトに移住支援金対象求人を掲載すると、その求人を通じて就職し豊橋市内に移住した方は、移住支援金（単身：60 万円、世帯 100 万円※18 歳未満の方がいる場合は、加算金があります。）の申請をすることができます。掲載した求人情報は、一部民間の求人サイト運営事業者にも提供され、当該求人サイトでも表示されるようになります。

対象事業者の 主な要件	対象事業者の要件は変更になる場合があります。最新情報はあいちU I J ターン 支援センターホームページで確認してください。 ・資本金 10 億円以上の法人等でないこと、みなし大企業でないこと ・本店所在地が東京圏（東京、埼玉、千葉、神奈川。一部条件不利地域除く）で ないこと ・雇用保険の適用事業主であること ・風営法の規制にかかる法人等・暴力団等との関係を有する法人等でないこと ・愛知県が指定する業種に該当すること
対象求人の要件	・週 20 時間以上の無期雇用契約 ・勤務地が愛知県内にあること（但し、移住支援金を豊橋市から受ける場合は豊 橋市に対象者が居住する必要があります）
移住支援金対象 者の主な要件	東京 23 区在住又は通勤者（直近 10 年のうち通算 5 年以上かつ直近 1 年間）、移 住支援金申請時に転入後 3 か月以上 1 年以内等。詳しい要件はホームページ （ https://www.city.toyohashi.lg.jp/38488.htm ）をご覧ください。
（問合せ先）商工業振興課 TEL 51-2437 FAX 55-9090	

人材育成研修応援補助金	
補助内容	生産性向上・事業拡大・D Xに関する研修を従業員に職務として受講させる際に、費用の一部を中小事業者等に助成します。外国籍従業員向けビジネス日本語研修も対象となります。
対象者	市内に事業所を有する中小事業者・中小企業団体 ※研修を受講する従業員（雇用保険被保険者又は過去 2 か月に勤務実績を有する者）の勤務地 が市内事業所であること等の要件あり。
事業区分	生産性向上・事業拡大・D Xに関する 研修（3 時間以上 10 時間未満） 外国籍従業員向けビジネス日本語研修（3 時間以上）
対象経費	外部研修の場合 ① 研修に係る経費（受講料・教材費・材料費） ② 研修に出席した時間に係る従業員の賃金相当額 ※ オンラインによる研修を受講した場合は、上記② は補助対象外 内部研修の場合 ① 研修に係る経費（謝礼・委託費・教材費・材料費・ 旅費・宿泊費） ② 研修に出席した時間に係る従業員の賃金相当額 ※ オンラインによる研修を受講した場合は、上記① 旅費・宿泊費と、②は補助対象外
補助金 の額	① 研修に係る経費 …1/2 ② 研修に出席した時間に係る従業員の賃金相当額 … 研修に出席した時間に 960 円を乗じて得た額 上記①と②の合計額 1 事業者 1 年度 10 万円まで （1,000 円未満切捨て） ※ 宿泊費の上限は 1 泊 12,000 円まで
申請期間	研修が終了した日から 3 か月以内
（問合せ先）商工業振興課 TEL 51-2437 FAX 55-9090	

無人航空機操縦者資格取得支援補助金

補助内容	一等無人航空機操縦者技能証明または二等無人航空機操縦者技能証明の取得にあたり登録講習機関の講習を受講した場合に、中小事業者が負担した登録講習機関における講習費用の一部を助成します。
対象者	市内に事業所を有する中小事業者・中小企業団体 ※勤務地が市内の事業所である役員または従業員（雇用保険被保険者又は過去2か月に勤務実績を有する者）が受講した講習に限る等要件あり。
対象経費	登録講習機関が行う無人航空機を飛行させる者に対する講習に係る経費 (補習などにより追加講習が発生した場合にかかる費用は除く)
補助金の額	<ul style="list-style-type: none"> ・登録講習機関における講習について、 実地講習を全てとよはし産業人材育成センターで実施した場合 補助対象経費の1/2 上記以外の場合 補助対象経費の1/4 ・1人1回あたり10万円まで
申請期間	無人航空機講習の修了証明書の交付日から1年以内
(問合せ先) 商工業振興課 TEL 51-2437 FAX 55-9090	

◆企業立地促進制度

工場等(*1)、倉庫等(*2)、特定業務施設(*3)、研究開発施設(*4)又は産業業務施設(*5)をあらかじめ指定された地区(*6~9)に立地(*10)された事業者の方に奨励金を交付する豊橋市独自の優遇制度です。

(問合せ先) 産業政策課 TEL 51-2640 FAX 55-9090

1. 奨励金の種類

名 称	概 要
立地奨励金	①立地した工場等(*1)、倉庫等(*2)、特定業務施設(*3)、研究開発施設(*4)又は産業業務施設(*5)の土地・家屋・償却資産に係る固定資産税・都市計画税相当額を3年度間又は5年度間交付します。 ②家屋・償却資産に係る投下固定資産額(*11)の10%又は20%を交付します。 ③土地取得費用の15%又は20%を交付します。(H31~)
事業促進奨励金	立地した工場等、倉庫等、特定業務施設、研究開発施設又は産業業務施設の事業所税相当額を3年度間又は5年度間交付します。
雇用促進奨励金	①立地奨励金の交付対象の方で、操業に伴い新規雇用常用従業員(*12)、常用従業員(*13)又は転入常用従業員(*14)を雇用された方に一人あたり40万円を交付します。 ②転入児童(*15)一人あたり10万円を交付します。(H31~)
環境推進奨励金	立地奨励金の交付対象の方で、操業に伴い環境施設(太陽光発電施設、雨水活用施設、緑地)を設置された場合に設置経費の1/3相当額又は1/2相当額を交付します。

【用語の解説】

*1	工場等	営利を目的とした物品の製造(加工及び修理を含む)の用に供される施設及びこれに附帯する施設
*2	倉庫等	業種本来の事業活動を目的とした物品の保管又は集積の用に供される施設及びこれに附帯する施設
*3	特定業務施設	本社機能(「調査・企画部門」、「情報処理部門」、「研究開発部門」、「国際事業部門」、「その他管理業務部門」のいずれかを有する事務所又は研究所、もしくは研修所であって重要な役割を担う事業所)で、愛知県知事の認定を受けたもの
*4	研究開発施設	営利を目的とする事業の用に供される施設で研究開発部門のための事務所、研究開発部門が一定割合を超える工場又は研究所
*5	産業業務施設	営利を目的とする事業の用に供される事務所及び研究所
*6	業務拠点地区	豊橋市が独自に開発分譲した事業用の用地(豊橋リサーチパーク)
*7	工業団地	特定地域のうち豊橋市土地開発公社又は愛知県企業庁が分譲を目的に開発した事業用の用地
*8	特定地域	工業地域、工業専用地域及び工場適地
*9	地方活力向上地域	地域再生計画(産業首都あいち地方活力向上地域特定業務施設整備促進事業)に記載された地域(業務拠点地区、工業団地又は特定地域と重複する地域を除く。)
*10	立地	工場等、倉庫等、特定業務施設、研究開発施設又は産業業務施設を新設、増設、移転すること(工業地域を除く地域では既存の施設の取得を含む) ※増設については、床面積を増加させること
*11	投下固定資産額	一定の期間内に取得した土地、家屋及び償却資産につき本市課税台帳に登録された固定資産税評価額
*12	新規雇用常用従業員	操業に伴い常用雇用される従業員として用地を取得(借受)した日又は操業を開始した日から起算して1年を経過した日の前日までに雇用した者(本市区域内に住所を有する雇用保険被保険者に限る)
*13	常用従業員	特定業務施設で常時雇用される従業員として、立地に伴い本市の区域外の他の事業所から転勤した者
*14	転入常用従業員	操業に伴い他の事業所から転勤した者のうち、操業の前月から操業開始1年を経過した日の前日までに本市の区域外から本市の区域内へ住所を移した者
*15	転入児童	操業の前月から操業開始1年を経過した日の前日までに本市の区域外から本市の区域内に住所を移すことにより転入常用従業員と世帯を同じくする者であって、18歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある子

《注意事項》

- 立地奨励金に関して、土地については操業日の前3年の日から操業日の前日までに取得したものが、家屋・償却資産については操業日の前1年の日から操業日の前日までに取得したものがそれぞれ交付対象となります。
- 既存の事業所用地に増設した場合、事業促進奨励金の交付対象者は、施設を立地した事業者に限られます。(施設の操業主体が立地した者以外である場合は対象外)
- 立地奨励金及び事業促進奨励金の額について、同一の敷地内における増設等に伴い既存の事業用の家屋の処分等があった場合、交付金額の算定基礎となる施設の面積から処分した家屋の面積を控除する等して交付額を算定いたします。
- 環境施設推進奨励金について、操業日の前日までに設置した環境施設が交付対象となります。
- 愛知県もしくは本市が交付する他の補助金と交付が重複する場合、交付額について調整いたします。
- 操業開始後、適用要件を満たさなくなった場合や5年以内に操業を廃止等した場合等は、奨励金を返還していただく場合があります。

2. 奨励金の適用範囲等

	対象区域	特定地域 (工業地域・工業専用地域・工場適地)			業務拠点地区 (豊橋リサーチパーク)	地方活力向上地域 *業務拠点地区及び 特定地域と重複する 地域を除く。	
		工業団地であって豊 橋市土地開発公社か ら用地の取得又は借 受けをした場合	工業団地であって 愛知県企業庁から 用地の取得又は借 受けをした場合	それ以外の場合			
立地奨励金	対象者	事業者・中小企業団体					
	対象施設	工場等 倉庫等 特定業務施設 研究開発施設	工場等 倉庫等 特定業務施設 研究開発施設	工場等 特定業務施設 研究開発施設	産業業務施設 特定業務施設	特定業務施設	
	適用要件	立地した施設が固定資産税の課税対象となり、投下固定資産額が用地の取得の場合は2億4千万円（中小企業者は6千万円。ただし、中小企業者が特定業務施設を立地した場合は3千万円）以上、用地の借受けの場合は1億2千万円（中小企業者は3千万円。ただし、中小企業者が特定業務施設を立地した場合は1千5百万円）以上であること					
	奨励金額	①	土地・家屋の固定 資産税相当額 5年度間	土地・家屋の固定 資産税相当額 5年度間	土地・家屋の固 定資産税相当 額 3年度間	土地・家屋の固定 資産税相当額 5年度間	土地・家屋の固定資 産税相当額 3年度間
			-	土地・家屋の都市 計画税相当額 5年度間	土地・家屋の都 市計画税相当 額 3年度間	-	土地・家屋の都市計 画税相当額 3年度間
			償却資産の固定 資産税相当額 3年度間	償却資産の固定 資産税相当額 3年度間	償却資産の固 定資産税相当 額 3年度間	償却資産の固定 資産税相当額 3年度間	償却資産の固定資 産税相当額 3年度間
	②	家屋・償却資産の 投下固定資産額 の20%	家屋・償却資産の 投下固定資産額 の10%	-	家屋・償却資産の 投下固定資産額 の20%	家屋・償却資産の投 下固定資産額の 10%	
		③	土地取得費用の 15% (研究開発施設 の場合20%)	土地取得費用の 15% (研究開発施設 の場合20%)	-	土地取得費用の 15% (研究開発施設 の場合20%)	-
	限度額	① なし ② 3億円 ③ 3億円（研究開発施設の場合 4億円）					
	既存の事業 所用地に増 設した場合	対象者	事業者・中小企業団体				
対象施設		工場等 特定業務施設 研究開発施設	工場等 特定業務施設 研究開発施設	工場等 特定業務施設 研究開発施設	産業業務施設 特定業務施設	特定業務施設	
適用要件		立地した施設が固定資産税の課税対象となり、投下固定資産額が1億2千万円（中小企業者は3千万円。ただし、中小企業者が特定業務施設を立地した場合は1千5百万円）以上であること					
奨励金額		家屋・償却資産の 固定資産税相当額 3年度間	家屋・償却資産の 固定資産税相当額 3年度間	家屋・償却資産 の固定資産税相 当額 3年度間	家屋・償却資産の 固定資産税相当額 3年度間	家屋・償却資産の固 定資産税相当額 3年度間	
		-	家屋の都市計画 税相当額 3年度間	家屋の都市計 画税相当額 3年度間	-	家屋の都市計画税相 当額 3年度間	
限度額	単年度5千万円						

	対象区域	特定地域 (工業地域・工業専用地域・工場適地)			業務拠点地区 (豊橋リサーチパーク)	地方活力向上地域 *業務拠点地区及び特定地域と重複する地域を除く。	
		工業団地であって豊橋市土地開発公社から用地の取得又は借受けをした場合	工業団地であって愛知県企業庁から用地の取得又は借受けをした場合	それ以外の場合			
事業促進奨励金	新たな用地の取得 (工業地域を除く地域では既存の施設の取得を含む)、借受けをした場合	対象者	事業者・中小企業団体				
		対象施設	工場等 倉庫等 特定業務施設 研究開発施設	工場等 倉庫等 特定業務施設 研究開発施設	工場等 特定業務施設 研究開発施設	産業業務施設 特定業務施設	特定業務施設
		適用要件	立地した施設が事業所税の課税対象となっていること				
		奨励金額	資産割・従業者割に係る事業所税相当額 5年度間	資産割・従業者割に係る事業所税相当額 5年度間	資産割に係る事業所税相当額 3年度間	資産割・従業者割に係る事業所税相当額 5年度間	資産割に係る事業所税相当額 3年度間
		限度額	なし				
	既存の事業所用地に増設した場合	対象者	事業者・中小企業団体				
		対象施設	工場等 特定業務施設 研究開発施設	工場等 特定業務施設 研究開発施設	工場等 特定業務施設 研究開発施設	産業業務施設 特定業務施設	特定業務施設
		適用要件	立地した施設が事業所税の課税対象となっていること				
		奨励金額	資産割に係る事業所税相当額 3年度間	資産割に係る事業所税相当額 3年度間	資産割に係る事業所税相当額 3年度間	資産割・従業者割に係る事業所税相当額 5年度間	資産割に係る事業所税相当額 3年度間
		限度額	なし				
雇用促進奨励金	対象者	立地奨励金交付対象者					
	適用要件	新規雇用常用従業員、常用従業員又は転入常用従業員を20人(中小企業者にあつては5人)以上雇用した場合		新規雇用常用従業員、常用従業員又は転入常用従業員を5人以上雇用した場合	新規雇用常用従業員、常用従業員又は転入常用従業員を20人(中小企業者にあつては5人)以上雇用した場合		
	奨励金額	① 新規雇用常用従業員、常用従業員又は転入常用従業員 一人につき40万円 ② 転入児童 一人につき10万円					
	限度額	① 4千万円 ② 2千万円					
環境推進奨励金	太陽光発電施設	対象者	立地奨励金交付対象者				
		適用要件	立地に伴い太陽光発電施設(30kw以上)を設置すること				
		奨励金額	設置経費の1/3(1kwあたり100万円を上限)				
	雨水活用施設	適用要件	立地に伴い雨水活用施設(貯水能力100t以上)を設置すること				
		奨励金額	設置経費の1/3(1tあたり20万円を上限)				
		限度額	1千5百万円				
	緑地	適用要件	立地に伴い敷地面積の10%以上の緑地を整備すること ※工場立地法の義務付けがある場合は、超える部分に限る。				
		奨励金額	整備経費の1/2(1㎡あたり1万円を上限)				
		限度額	1千万円				

◆固定資産税の減税措置

特定業務施設（本社機能）を立地した場合、企業立地奨励金制度とあわせて固定資産税（土地・家屋）の減税措置があります。（問合せ先）資産税課 TEL 51-2214 FAX 56-5088

減税措置の内容

事業	移転先又は拡充地域	税率（※）及び適用期間
東京23区からの本社機能の移転	① 業務拠点地区（用地取得を伴う場合に限る。） ② 工業団地（公共からの用地取得を伴う場合に限る。）	100分の0.7を8年度分
	③ 業務拠点地区（既存用地利用者に限る。） ④ 特定地域（工業団地の場合は②の場合を除く。）又は地方活力向上地域	100分の0.7を6年度分
東京23区以外からの本社機能の移転又は本市にある本社機能の拡充	⑤ 業務拠点地区（用地取得を伴う場合に限る。） ⑥ 工業団地（公共からの用地取得を伴う場合に限る。）	100分の0.933を8年度分
	⑦ 業務拠点地区（既存用地利用者に限る。） ⑧ 特定地域（工業団地の場合は⑥の場合を除く。）又は地方活力向上地域	100分の0.933を6年度分

※通常の固定資産税率は100分の1.4

◆オフィス誘致補助金

新たに市内へオフィスを開設した際にかかる費用に対して補助します。

(問合せ先) 産業政策課 TEL 51-2640 FAX 55-9090

オ フ ィ ス 誘 致 補 助 金			
対象者	次の要件をすべて満たす事業者 ・ 普通法人（法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第1項第9号に規定する） ・ 市内にオフィスを開設し「法人等の設立等異動申告書」を提出すること ・ オフィス開設日において、市外に本社があること ・ オフィス開設日以前に、市内に「法人等の設立等異動申告書」が提出された事業所を有していないこと ・ オフィス開設90日以内に常勤する従業員又は取締役を1名以上配置すること ・ 交付申請年度内に補助対象経費の支出があること ・ オフィス開設日から起算して市内で3年以上継続してオフィスを運営すること		
対象事業	開設準備事業	建物賃貸借事業	雇用補助事業
対象経費	・ 建物付帯設備 ・ 改装費 ・ オフィス家具購入費 (机・椅子・キャビネットなど単価10万円未満のものに限る)	・ 事業を営むための貸室等にかかる賃借料（敷金、礼金その他保証料は除く） ・ 共益費 ・ 駐車場賃借料	届出されたオフィス開設日の90日前から1年を経過した日の前日までに、雇用を開始した新規雇用正社員又は本市外から転入した正社員の給与
補助期間	補助対象工事・購入等の着手から完了まで（支払い行為を含む）。ただし、届出されたオフィス開設日90日前以降に着手し、着手から完了までが同一年度内で完結するものに限る。	届出されたオフィス開設日の翌月（月の初日開設の場合は当月）初日から6か月間 （オフィス開設日の属する年度の翌年度にあつては、オフィス開設日の属する年度の補助期間と合わせて6月が経過する日まで）	雇用開始日又は届出されたオフィス開設日いずれか遅い日以降最初の給与支払日（採用時日割の場合はその翌月）から最大6か月間（オフィス開設日の属する年度の翌年度にあつては、オフィス開設日の属する年度の補助期間と合わせて6月が経過する日まで）
補助率	2分の1以内	10分の10以内	10分の10以内
補助限度額	100万円	月額15万円	1人につき40万円 1事業者あたり2人まで
計画書提出期限	「法人等の設立等異動申告書」届出前、かつ、購入・工事に係る契約等の締結前	「法人等の設立等異動申告書」届出前、かつ、オフィスに係る建物等の賃貸借契約等締結前	届出されたオフィス開設日の翌月（月の初日開設の場合は当月）初日から6か月間

◆産業空洞化対策減税基金に基づく補助制度

長年にわたり、地域を支える市内企業の再投資や高度先端分野における設備投資をサポートいたします。
 (問合せ先) 産業政策課 TEL 51-2640 FAX 55-9090

再投資促進奨励金	
対象事業者	20年以上、市内に立地する工場等を有する企業で、次世代成長分野等に係る工場、研究所の新增設等を行う企業
対象分野	(1) 次世代自動車関連、航空宇宙関連、環境・新エネルギー関連、健康長寿関連、情報通信関連、ロボット関連等 (2) 愛知県の産業集積の推進に関する基本指針の集積業種
対象地域	大企業：豊橋三弥地区、豊橋東インターチェンジ、豊橋リサーチパーク、神野西1区、御津2区、若松地区、豊橋石巻西川地区、工業地域・工業専用地域 中小企業：市内全域
要件	投資規模要件 大企業：25億円以上（※新增設部分に限る） 中小企業：1億円以上 又は 5千万円以上（*）
	雇用要件 支援期間中において、以下の常用雇用者を維持すること。 大企業：100人以上 中小企業：25人以上 又は 20人以上（*）
対象経費	土地を除く固定資産取得費用（新增設に係る工場建設費、機械装置費、蓄電池等の低炭素化設備導入費、工場改修費を含む）
補助率	大企業：10%以内（うち県補助5%以内） 中小企業：10%以内（うち県補助5%以内） 又は 5%以内（*）
限度額	大企業：3億円（うち県支援分1.5億円） 中小企業：3億円（うち県支援分1.5億円） 又は 500万円（*）
受付時期	工事着工の30日前までに指定申請を行うことが必要

*豊橋市独自要件適用時

中小企業21世紀高度先端産業立地奨励金	
補助対象	高度先端技術に係る工場の新增設を行う中小企業（※補助対象者が大企業、補助対象が研究所、300億円を超える大規模投資の場合は県が直接補助）
対象分野	航空宇宙関連、環境・新エネルギー関連、健康長寿関連、情報通信関連、先端素材関連、ナノテクノロジー関連、バイオテクノロジー関連等
対象地域	市内全域
要件	(1) 投資規模要件：2億円以上 (2) 雇用要件：新規常用雇用者5人（生産性向上計画により省人化される人数が認められる場合は2人）以上
対象経費	土地を除く固定資産取得費用（新增設に係る工場建設費、機械装置費、蓄電池等の低炭素化設備導入費、工場改修費を含む）
補助率	10%以内（うち県補助5%以内） ※既設の工場内の設備を一新等する場合は5%以内（うち県補助2.5%以内）
限度額	10億円（うち県支援分5億円）
受付時期	工事着工の30日前までに指定申請を行うことが必要

《注意事項》 再投資促進奨励金、中小企業21世紀高度先端産業立地奨励金ともに、事業について審査会で審査しますので、申請を受けても採択を保証するものではありません。また、操業開始後、交付要件を満たさなくなった場合や5年以内に創業を廃止等した場合、無断で取得財産を売却等した場合等は、奨励金を返還していただくことがあります。

◆工場見学施設整備支援補助金

市民等を対象とした工場見学を実施する際に必要な設備費用等を助成します。

(問合せ先) 産業政策課 TEL 51-2436 FAX 55-9090

工場見学施設整備支援補助金	
対象者	工場見学(※1)を実施する事業者(※2) ※1:事業者が市内の施設において、見学者に対して製造等の工程を公開する事業 ※2:製造等の工程を見学可能な施設を市内に有する事業者
対象事業	事業者が工場見学を実施する際に必要となる設備等の導入
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> 見学者用説明資料(パンフレット、展示パネル等)の製作費並びに説明用の備品及び消耗品(案内用拡声器、トランシーバー等)の購入費 見学者の通路確保及び安全対策のための施設(見学者用通路、防護柵、手すり、作業場と通路の境界線、スロープその他市長が必要と認めたもの)の新設、改修及び改装に要する工事費 その他必要と認める経費
補助率	2分の1以内
補助限度額	50万円
申請期間	事業着手前

◆経営幹部育成支援補助金

人材育成推進宣言企業(P39参照)向けに経営幹部育成のために参加させた講座や研修に要する経費を助成します。

(問合せ先) 地域イノベーション推進室 TEL 51-2440 FAX 55-9090

経営幹部育成支援補助金	
対象者	詳しくは、ホームページをご覧ください。 (6月頃公開予定)
対象事業	
対象経費	
補助率	
補助限度額	
申請期間	

融資制度

豊橋市では、中小商工業者の経営の維持安定を図るための資金調達の円滑化や、企業の近代化・合理化等を支援することを目的とした融資制度及び補助制度を設けています。

(問合せ先) 商工業振興課 TEL 51-2431 FAX 55-9090

豊橋市小口事業資金			
目的	本市における中小商工業者に対する経営の合理化とその自主的経済活動の促進に要する資金、中小企業団体等が共同事業を行うのに要する資金及び中小商工業者が受けた自然災害からの早期復旧を図るために要する資金の融通を円滑にするための融資を行い、もって本市産業の振興に資することを目的とする。		
資金区分	通常資金	災害復旧支援資金	
融資の条件	対象	<p>融資対象は、次のいずれにも該当する個人、会社、企業組合、医療法人及び特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）及び中小企業団体等とする。</p> <p>(1) 常時使用する従業員の数が30人（卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする者については10人）以下であって、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種に属する事業を営んでいること。ただし、中小企業団体等については、この限りでない。</p> <p>(2) 申込みの日以前から引き続き市内に住所及び主たる事業所（中小企業団体等にあつては、事務所）を有し、適法に事業を営んでいること。</p> <p>(3) 税の滞納がないこと。</p> <p>(4) 手形の不渡り処分により金融機関と取引停止中でないこと。</p> <p>(5) 愛知県信用保証協会の保証対象資格があること。</p> <p>(6) 豊橋市信用保証料補助金交付要綱第9条第2項及び第3項の規定により返戻金を納付した者であること。</p>	
	融資限度額	一事業者（中小企業団体等にあつては、一団体）につき3,000万円以内	一事業者につき1,000万円以内
	資金使途	事業上の資金	災害復旧に必要な事業上の資金
	融資期間及び利率	<p>運転資金・設備資金</p> <p>3年以内 年1.2%</p> <p>5年以内 年1.3%</p> <p>7年以内 年1.4%</p> <p>設備資金のみ</p> <p>10年以内 年1.5%</p>	<p>運転資金・設備資金</p> <p>3年以内 年1.1%</p> <p>5年以内 年1.2%</p> <p>7年以内 年1.3%</p>
	担保	原則として要しない。ただし、協会の無担保保証限度額を超過する場合を除く。	
	保証人	原則として法人代表者（中小企業団体等にあつては、理事等）以外の連帯保証は要しない。	
	信用保証	要する。	
	信用保証料	信用保証協会所定（保証料の補助制度があります。）	
	取扱金融機関	みずほ銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・静岡銀行・清水銀行・大垣共立銀行・十六銀行・愛知銀行・名古屋銀行・中京銀行・三十三銀行・豊橋信用金庫・岡崎信用金庫・豊川信用金庫・蒲郡信用金庫・豊橋商工信用組合・商工組合中央金庫	

豊橋市経営安定資金

目 的	本市における小規模事業者が経済環境の変化に適応するために事業上必要とする資金の融資を行い、経営の安定と本市産業の振興に資することを目的とする。			
融 資 の 条 件	対 象	<p>融資対象は、次のいずれにも該当する個人、会社、企業組合、医療法人及び特定非営利活動法人とする。</p> <p>(1) 申込みの日以前から市内に住所及び主たる事業所を有し、中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号及び第6号に規定する特定中小企業者又は第6項に規定する特例中小企業者として、その所在地を管轄する市町村長の認定を受けているものであること。*</p> <p>(2) 常時使用する従業員の数が20人（卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする者については5人）以下であって、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種に属する事業を適法に営んでいること。</p> <p>(3) 税の滞納がないこと。</p> <p>(4) 手形の不渡り処分により金融機関と取引停止中でないこと。</p> <p>(5) 愛知県信用保証協会の保証対象資格があること。</p> <p>(6) 豊橋市信用保証料補助金交付要綱第9条第2項及び第3項の規定により返戻金を納付したものであること。</p>		
	融 資 限度額	一事業者につき 2,000万円 以内		
	資金使途	経営の安定に必要とする事業上の運転資金		
	融 資 期 間 及 び 利 率	運転資金	3年以内	年1.1%
			5年以内	年1.2%
			7年以内	年1.3%
	担 保	原則として要しない。ただし、協会の無担保保証限度額を超過する場合を除く。		
	保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証は要しない。		
	信用保証	要する。		
信 用 保証料	信用保証協会所定（保証料の補助制度があります。）			
取 扱 金融機関	みずほ銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・静岡銀行・清水銀行・大垣共立銀行・十六銀行・愛知銀行・名古屋銀行・中京銀行・三十三銀行・豊橋信用金庫・岡崎信用金庫・豊川信用金庫・蒲郡信用金庫・豊橋商工信用組合			

* <中小企業信用保険法第2条第5項（セーフティネット保証制度）及び第6項（危機関連保証制度）について>

取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻、大規模な経済危機等による信用等の収縮により経営安定に支障を生じている中小企業者について、保証限度額の別枠化等を行う制度です。

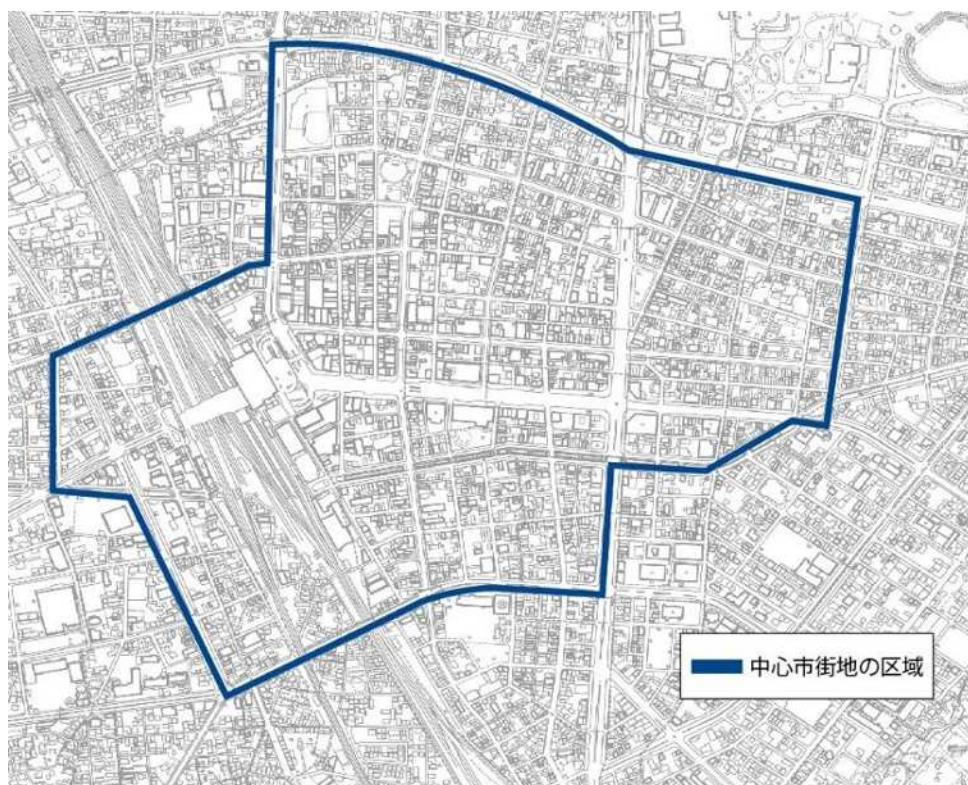
- 1号：連鎖倒産防止
- 2号：取引先企業のリストラ等の事業活動の制限
- 3号：突発的災害（事故等）
- 4号：突発的災害（自然災害等）
- 5号：業況の悪化している業種（全国的）
- 6号：取引金融機関の破綻
- 7号：金融機関の経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整
- 8号：金融機関の整理回収機構に対する貸付債権の譲渡

愛知県小規模企業等振興資金

目 的	金融機関と取引の薄い中小規模の商工業者が、事業上必要とする資金の融通を円滑にすることにより、その経営の振興に資することを目的とする。						
資金区分	通 常 資 金			小 口 資 金			
融 資 の 条 件	対 象	融資対象は、次のいずれにも該当する会社、個人、企業組合、医療法人及び特定非営利活動法人とする。 (1) 中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種に属する事業を営んでいること。 (2) 常時使用する従業員の数が50人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については30人）以下であること。 (3) 県内で事業を適法に営んでいること。 (4) 税の滞納のないこと。 (5) 愛知県信用保証協会の保証対象資格があること。			融資対象は、中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに規定する小規模企業者であって、次のいずれにも該当するもの。 (1) 中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種に属する事業を営んでいること。 (2) 県内で事業を適法に営んでいること。 (3) 税の滞納のないこと。 (4) 愛知県信用保証協会の保証対象資格があること。		
	融 資 限 度 額	5,000万円 以内			2,000万円 以内 (申込融資額を含めた信用保証協会の保証付融資残高が2,000万円以内であること)		
	資金使途	事 業 上 の 運 転 資 金 及 び 設 備 資 金					
	融 資 期 間 及 び 利 率	運 転 資 金	3 年 以 内	年 1.3%	運 転 資 金	3 年 以 内	年 1.1%
			5 年 以 内	年 1.4%		5 年 以 内	年 1.2%
			7 年 以 内	年 1.5%		7 年 以 内	年 1.3%
		設 備 資 金	3 年 以 内	年 1.3%	設 備 資 金	3 年 以 内	年 1.1%
			5 年 以 内	年 1.4%		5 年 以 内	年 1.2%
		7 年 以 内	年 1.5%		7 年 以 内	年 1.3%	
		10 年 以 内	年 1.6%		10 年 以 内	年 1.4%	
担 保	原則として要しない。 ただし、協会の無担保保証限度額を超過する場合を除く。			原則として要しない。			
保 証 人	原則として法人代表者以外の連帯保証は要しない。						
信 用 保 証	要する。						
信 用 保 証 料	信用保証協会所定			信用保証協会所定（保証料の補助制度があります。）			
取 扱 金 融 機 関	みずほ銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・静岡銀行・清水銀行・大垣共立銀行・十六銀行・愛知銀行・名古屋銀行・中京銀行・三十三銀行・豊橋信用金庫・岡崎信用金庫・豊川信用金庫・蒲郡信用金庫・豊橋商工信用組合・商工組合中央金庫						

豊橋市中心市街地商業活性化資金																										
目的	中心市街地商業活性化対策として中小事業者が商業活性化に要する資金の融通を円滑にするための融資を行い、もって本市産業の振興に資することを目的とする。																									
融資の条件	対象 融資対象は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第2号から第4号に規定する業種に属する事業を営む個人、会社及び企業組合で、次のいずれにも該当するものとする。 (1) 豊橋市中心市街地活性化基本計画 2021-2025 に定める中心市街地区域内での、商業活性化に資する事業を営んでいること。 (2) 豊橋市中心市街地活性化基本計画 2021-2025 に定める中心市街地区域内で現に事業を営んでいる又は中心市街地区域内に進出し出店するものであること。 (3) 小売業を主たる事業とするものは、常時使用する従業員の数が50人（卸売業、又はサービス業を主たる事業とする者については100人）以下であって、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種に属する事業を営んでいること。 (4) 適法に事業を営んでいること。 (5) 税の滞納がないこと。 (6) 手形の不渡り処分により金融機関と取引停止中でないこと。 (7) 愛知県信用保証協会の保証対象資格があること。 (8) 豊橋市信用保証料補助金交付要綱第9条第2項及び第3項の規定により返戻金を納付したものであること。																									
	融資限度額	一事業者につき 5,000万円 以内																								
	資金使途	商業の活性化に要する事業上の運転資金及び設備資金																								
	融資期間 及利率	<table border="0"> <tr> <td>運転資金</td> <td>3年以内</td> <td>年1.1%</td> <td>設備資金</td> <td>3年以内</td> <td>年1.1%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5年以内</td> <td>年1.2%</td> <td></td> <td>5年以内</td> <td>年1.2%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7年以内</td> <td>年1.3%</td> <td></td> <td>7年以内</td> <td>年1.3%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>10年以内</td> <td>年1.4%</td> </tr> </table>	運転資金	3年以内	年1.1%	設備資金	3年以内	年1.1%		5年以内	年1.2%		5年以内	年1.2%		7年以内	年1.3%		7年以内	年1.3%					10年以内	年1.4%
	運転資金	3年以内	年1.1%	設備資金	3年以内	年1.1%																				
		5年以内	年1.2%		5年以内	年1.2%																				
		7年以内	年1.3%		7年以内	年1.3%																				
					10年以内	年1.4%																				
	担保	原則として要しない。ただし、協会の無担保保証限度額を超過する場合を除く。																								
	保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証は要しない。																								
信用保証	要する。																									
信用保証料	信用保証協会所定（保証料の補助制度があります。）																									
取扱金融機関	みずほ銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・大垣共立銀行・十六銀行・名古屋銀行・三十三銀行・豊橋信用金庫・岡崎信用金庫・豊川信用金庫・蒲郡信用金庫・豊橋商工信用組合・商工組合中央金庫																									

豊橋市中心市街地活性化基本計画2021-2025に定める中心市街地区域



豊橋市創業支援資金

<p align="center">目 的</p>	<p>新規に事業を開業しようとする者及び創業者が創業者である期間内に創業又は創業により行う事業の実施のため必要とする資金の一部を融資することにより、経営者への道を開き中小商工業者の育成を促進し、もって本市産業の振興に資することを目的とする。 令和6年度、「経営者保証免除」枠を追加しました。</p>			
<p align="center">資金区分</p>	<p align="center">創 業</p>	<p align="center">経営者保証免除 new!!</p>		
<p align="center">融 資 の 対 象 条 件</p>	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top; width: 50%;"> <p>(1) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>(ア) 事業を営んでいない個人であって、1か月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの。</p> <p>(イ) 事業を営んでいない個人であって、2か月以内に新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。</p> <p>(ウ) 会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続的に実施しつつ新たに会社を設立して、事業を開始しようとする具体的計画を有するもの。</p> <p>(エ) 事業を営んでいない個人が、事業を開始した日以後5年を経過していないもの。</p> <p>(オ) 事業を営んでいない個人が新たに設立した会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの。</p> <p>(カ) 会社が自らの事業の全部または一部を継続的に実施しつつ新たに会社を設立した会社であって、市内においてその設立の日以後5年を経過していないこと。</p> <p>(キ) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第2条第31項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの市長の証明を受けた事業を営んでいない個人であって、6か月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの。</p> <p>(ク) 産業競争力強化法第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第2条第31項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの市長の証明を受けた事業を営んでいない個人であって、6か月以内に新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。</p> <p>(ケ) 上記（エ）に規定する創業者であって新たに会社を設立したもの（以下「会社設立創業者」という。）が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日以後5年を経過していないもの。</p> <p>(2) 市内に住所を有し、市内で開業しようとする者、又は市内で開業している者であること。</p> <p>(3) 開業により会社を設立する場合は、当該会社の代表者となる者であること。</p> <p>(4) 開業する若しくは開業した業種は、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種に属する事業であること。</p> <p>(5) 行政庁の許可、免許、登録等を要する業種にあつては、既に当該許可、免許、登録等を受けている者又はこれを受けることが確実と認められる者であること。</p> <p>(6) 開業する若しくは開業した事業は中小規模であり、雇用見込み若しくは雇用した従業員数は50人（卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については30人）以下であること。</p> </td> <td style="vertical-align: top; width: 50%;"> <p>(1) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>(ア) 事業を営んでいない個人であって、2か月以内に新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。</p> <p>(イ) 会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続的に実施しつつ新たに会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。</p> <p>(ウ) 事業を営んでいない個人が新たに設立した会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの。</p> <p>(エ) 会社が自らの事業の全部又は一部を継続的に実施しつつ新たに会社を設立した場合であつて、その設立の日以後5年を経過していないこと。</p> <p>(オ) 会社設立創業者が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に継承させる場合であつて、当該会社設立創業者が事業を開始した日以後5年を経過していないもの。</p> <p>(カ) 産業競争力強化法第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第2条第31項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの市長の証明を受けた事業を営んでいない個人であつて、6か月以内に新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。</p> <p>(2) 市内に住所を有し、市内で開業しようとする者、又は市内で開業している者であること。</p> <p>(3) 開業により会社を設立する場合は、当該会社の代表者となる者であること。</p> <p>(4) 第1号イに該当する場合においては、保証申込受付時点において税務申告1期末終了の創業者にあつては創業資金総額の10分の1以上の自己資金を有していること。</p> <p>(5) 開業する若しくは開業した業種は、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種に属する事業であること。</p> <p>(6) 行政庁の許可、免許、登録等を要する業種にあつては、既に当該許可、免許、登録等を受けている者又はこれを受けることが確実と認められる者であること。</p> <p>(7) 開業する若しくは開業した事業は中小規模であり、雇用見込み若しくは雇用した従業員数は50人（卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については30人）以下であること。</p> <p>(8) 愛知県信用保証協会の信用保証対象資格があること。</p> <p>(9) 税の滞納がないこと。</p> <p>(10) 手形の不渡り処分により金融機関と取引停止中でないこと。</p> <p>(11) 豊橋市信用保証料補助金交付要綱第9条第2項及び第3項の規定により返戻金を納付した者であること。</p> </td> </tr> </table>		<p>(1) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>(ア) 事業を営んでいない個人であって、1か月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの。</p> <p>(イ) 事業を営んでいない個人であって、2か月以内に新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。</p> <p>(ウ) 会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続的に実施しつつ新たに会社を設立して、事業を開始しようとする具体的計画を有するもの。</p> <p>(エ) 事業を営んでいない個人が、事業を開始した日以後5年を経過していないもの。</p> <p>(オ) 事業を営んでいない個人が新たに設立した会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの。</p> <p>(カ) 会社が自らの事業の全部または一部を継続的に実施しつつ新たに会社を設立した会社であって、市内においてその設立の日以後5年を経過していないこと。</p> <p>(キ) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第2条第31項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの市長の証明を受けた事業を営んでいない個人であって、6か月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの。</p> <p>(ク) 産業競争力強化法第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第2条第31項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの市長の証明を受けた事業を営んでいない個人であって、6か月以内に新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。</p> <p>(ケ) 上記（エ）に規定する創業者であって新たに会社を設立したもの（以下「会社設立創業者」という。）が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日以後5年を経過していないもの。</p> <p>(2) 市内に住所を有し、市内で開業しようとする者、又は市内で開業している者であること。</p> <p>(3) 開業により会社を設立する場合は、当該会社の代表者となる者であること。</p> <p>(4) 開業する若しくは開業した業種は、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種に属する事業であること。</p> <p>(5) 行政庁の許可、免許、登録等を要する業種にあつては、既に当該許可、免許、登録等を受けている者又はこれを受けることが確実と認められる者であること。</p> <p>(6) 開業する若しくは開業した事業は中小規模であり、雇用見込み若しくは雇用した従業員数は50人（卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については30人）以下であること。</p>	<p>(1) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>(ア) 事業を営んでいない個人であって、2か月以内に新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。</p> <p>(イ) 会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続的に実施しつつ新たに会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。</p> <p>(ウ) 事業を営んでいない個人が新たに設立した会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの。</p> <p>(エ) 会社が自らの事業の全部又は一部を継続的に実施しつつ新たに会社を設立した場合であつて、その設立の日以後5年を経過していないこと。</p> <p>(オ) 会社設立創業者が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に継承させる場合であつて、当該会社設立創業者が事業を開始した日以後5年を経過していないもの。</p> <p>(カ) 産業競争力強化法第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第2条第31項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの市長の証明を受けた事業を営んでいない個人であつて、6か月以内に新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。</p> <p>(2) 市内に住所を有し、市内で開業しようとする者、又は市内で開業している者であること。</p> <p>(3) 開業により会社を設立する場合は、当該会社の代表者となる者であること。</p> <p>(4) 第1号イに該当する場合においては、保証申込受付時点において税務申告1期末終了の創業者にあつては創業資金総額の10分の1以上の自己資金を有していること。</p> <p>(5) 開業する若しくは開業した業種は、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種に属する事業であること。</p> <p>(6) 行政庁の許可、免許、登録等を要する業種にあつては、既に当該許可、免許、登録等を受けている者又はこれを受けることが確実と認められる者であること。</p> <p>(7) 開業する若しくは開業した事業は中小規模であり、雇用見込み若しくは雇用した従業員数は50人（卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については30人）以下であること。</p> <p>(8) 愛知県信用保証協会の信用保証対象資格があること。</p> <p>(9) 税の滞納がないこと。</p> <p>(10) 手形の不渡り処分により金融機関と取引停止中でないこと。</p> <p>(11) 豊橋市信用保証料補助金交付要綱第9条第2項及び第3項の規定により返戻金を納付した者であること。</p>
<p>(1) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>(ア) 事業を営んでいない個人であって、1か月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの。</p> <p>(イ) 事業を営んでいない個人であって、2か月以内に新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。</p> <p>(ウ) 会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続的に実施しつつ新たに会社を設立して、事業を開始しようとする具体的計画を有するもの。</p> <p>(エ) 事業を営んでいない個人が、事業を開始した日以後5年を経過していないもの。</p> <p>(オ) 事業を営んでいない個人が新たに設立した会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの。</p> <p>(カ) 会社が自らの事業の全部または一部を継続的に実施しつつ新たに会社を設立した会社であって、市内においてその設立の日以後5年を経過していないこと。</p> <p>(キ) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第2条第31項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの市長の証明を受けた事業を営んでいない個人であって、6か月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの。</p> <p>(ク) 産業競争力強化法第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第2条第31項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの市長の証明を受けた事業を営んでいない個人であって、6か月以内に新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。</p> <p>(ケ) 上記（エ）に規定する創業者であって新たに会社を設立したもの（以下「会社設立創業者」という。）が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日以後5年を経過していないもの。</p> <p>(2) 市内に住所を有し、市内で開業しようとする者、又は市内で開業している者であること。</p> <p>(3) 開業により会社を設立する場合は、当該会社の代表者となる者であること。</p> <p>(4) 開業する若しくは開業した業種は、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種に属する事業であること。</p> <p>(5) 行政庁の許可、免許、登録等を要する業種にあつては、既に当該許可、免許、登録等を受けている者又はこれを受けることが確実と認められる者であること。</p> <p>(6) 開業する若しくは開業した事業は中小規模であり、雇用見込み若しくは雇用した従業員数は50人（卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については30人）以下であること。</p>	<p>(1) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>(ア) 事業を営んでいない個人であって、2か月以内に新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。</p> <p>(イ) 会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続的に実施しつつ新たに会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。</p> <p>(ウ) 事業を営んでいない個人が新たに設立した会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの。</p> <p>(エ) 会社が自らの事業の全部又は一部を継続的に実施しつつ新たに会社を設立した場合であつて、その設立の日以後5年を経過していないこと。</p> <p>(オ) 会社設立創業者が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に継承させる場合であつて、当該会社設立創業者が事業を開始した日以後5年を経過していないもの。</p> <p>(カ) 産業競争力強化法第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第2条第31項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの市長の証明を受けた事業を営んでいない個人であつて、6か月以内に新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。</p> <p>(2) 市内に住所を有し、市内で開業しようとする者、又は市内で開業している者であること。</p> <p>(3) 開業により会社を設立する場合は、当該会社の代表者となる者であること。</p> <p>(4) 第1号イに該当する場合においては、保証申込受付時点において税務申告1期末終了の創業者にあつては創業資金総額の10分の1以上の自己資金を有していること。</p> <p>(5) 開業する若しくは開業した業種は、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種に属する事業であること。</p> <p>(6) 行政庁の許可、免許、登録等を要する業種にあつては、既に当該許可、免許、登録等を受けている者又はこれを受けることが確実と認められる者であること。</p> <p>(7) 開業する若しくは開業した事業は中小規模であり、雇用見込み若しくは雇用した従業員数は50人（卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については30人）以下であること。</p> <p>(8) 愛知県信用保証協会の信用保証対象資格があること。</p> <p>(9) 税の滞納がないこと。</p> <p>(10) 手形の不渡り処分により金融機関と取引停止中でないこと。</p> <p>(11) 豊橋市信用保証料補助金交付要綱第9条第2項及び第3項の規定により返戻金を納付した者であること。</p>			

	(7) 愛知県信用保証協会の信用保証対象資格があること。 (8) 税の滞納がないこと。 (9) 手形の不渡り処分により金融機関と取引停止中でないこと。 (10) 豊橋市信用保証料補助金交付要綱第9条第2項及び第3項の規定により返戻金を納付した者であること。																								
融 資 限度額	一事業者につき 2, 5 0 0 万円 以内																								
資金使途	創業に必要な事業上の運転資金及び設備資金																								
融資期間 及び利率	<table border="0"> <tr> <td>運転資金</td> <td>3年以内</td> <td>年0.7%</td> <td>設備資金</td> <td>3年以内</td> <td>年0.7%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5年以内</td> <td>年0.8%</td> <td></td> <td>5年以内</td> <td>年0.8%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7年以内</td> <td>年0.9%</td> <td></td> <td>7年以内</td> <td>年0.9%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>10年以内</td> <td>年1.0%</td> </tr> </table>	運転資金	3年以内	年0.7%	設備資金	3年以内	年0.7%		5年以内	年0.8%		5年以内	年0.8%		7年以内	年0.9%		7年以内	年0.9%					10年以内	年1.0%
運転資金	3年以内	年0.7%	設備資金	3年以内	年0.7%																				
	5年以内	年0.8%		5年以内	年0.8%																				
	7年以内	年0.9%		7年以内	年0.9%																				
				10年以内	年1.0%																				
担 保	原則として要しない。																								
保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証は要しない。ただし、経営者保証免除に該当する場合は、法人代表者の連帯保証を徴求しない。																								
信用保証	要する。																								
信 用 保証料	信用保証協会所定（保証料の補助制度があります。）なお、経営者保証免除に該当する場合は、スタートアップ創出促進保証制度要綱（令和5年2月6日付け制定 20230130 中庁第3号）の規定を適用。																								
取 扱 金融機関	大垣共立銀行・十六銀行・名古屋銀行・三十三銀行・豊橋信用金庫・岡崎信用金庫・豊川信用金庫・蒲郡信用金庫・豊橋商工信用組合																								

豊橋市小規模事業資金																										
目的	本市における小規模零細事業者に対して、国の全国統一保証制度である小口零細企業保証制度を適用し、経営の合理化とその自主的経済活動の促進に要する安定的な資金の調達を維持することにより経営の安定を図り、もって本市産業の振興に資することを目的とする。																									
融資の条件	対象	<p>融資対象は、中小企業信用保険法第2条第3項に規定する小規模事業者で、次のいずれにも該当するもの。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当するもの。</p> <p>ア 常時使用する従業員の数が20人（卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする者については5人）以下の会社及び個人であって、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種に属する事業（以下「特定事業」という。）を営んでいるもの。</p> <p>イ 常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とする者のうち、特定事業を行うもの。</p> <p>ウ 事業協同小組合であって、特定事業を行うもの、又はその組合員の3分の2以上が特定事業を行う者であるもの。</p> <p>エ 特定事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が20人以下のもの。</p> <p>オ 特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの。</p> <p>カ 医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの。</p> <p>(2) 申込みの日以前から引き続き市内に住所及び主たる事業所を有し、適法に事業を営んでいること。</p> <p>(3) 税の滞納がないこと。</p> <p>(4) 手形の不渡り処分により金融機関と取引停止中でないこと。</p> <p>(5) 愛知県信用保証協会の保証対象資格があること。</p> <p>(6) 豊橋市信用保証料補助金交付要綱第9条第2項及び第3項の規定により返戻金を納付した者であること。</p>																								
	融資限度額	一事業者につき 2,000万円 以内 (既存の保証協会の保証付き融資残高（根保証においては融資極度額）との合計で2,000万円の範囲であること。)																								
	資金使途	事業上の運転資金又は設備資金																								
	融資期間及び利率	<table border="1"> <tr> <td>運転資金</td> <td>3年以内</td> <td>年1.1%</td> <td>設備資金</td> <td>3年以内</td> <td>年1.1%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5年以内</td> <td>年1.2%</td> <td></td> <td>5年以内</td> <td>年1.2%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7年以内</td> <td>年1.3%</td> <td></td> <td>7年以内</td> <td>年1.3%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>10年以内</td> <td>年1.4%</td> </tr> </table>	運転資金	3年以内	年1.1%	設備資金	3年以内	年1.1%		5年以内	年1.2%		5年以内	年1.2%		7年以内	年1.3%		7年以内	年1.3%					10年以内	年1.4%
	運転資金	3年以内	年1.1%	設備資金	3年以内	年1.1%																				
		5年以内	年1.2%		5年以内	年1.2%																				
		7年以内	年1.3%		7年以内	年1.3%																				
					10年以内	年1.4%																				
	担保	原則として要しない。																								
	保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証は要しない。																								
信用保証	要する。																									
信用保証料	信用保証協会所定（保証料の補助制度があります。）																									
取扱金融機関	みずほ銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・静岡銀行・清水銀行・愛知銀行・名古屋銀行・豊橋信用金庫・岡崎信用金庫・豊川信用金庫・蒲郡信用金庫・豊橋商工信用組合																									

信用保証料補助金	
補助対象者	下記の制度による融資を証書貸付にて受けた方
豊橋市小口事業資金（通常資金） 愛知県小規模企業等振興資金（小口資金） 豊橋市小規模事業資金	融資額から回収額を減じた額で1,000万円分までの保証料相当額（百円未満切り捨て）とし、かつ補助額60万円を限度とします。ただし、愛知県小規模企業等振興資金（小口資金）において、市内に住所がない方、以前の融資の事前完済による返戻保証料の補助分を返還していない方や、市外設備に対する融資については補助対象外とします。
豊橋市創業支援資金（創業） 豊橋市創業支援資金（経営者保証免除） 豊橋市小口事業資金（災害復旧支援資金）	融資額から回収額を減じた額で1,000万円分までの保証料相当額（百円未満切り捨て）とします。
豊橋市経営安定資金 豊橋市中心市街地商業活性化資金	融資額から回収額を減じた額で1,250万円分までの保証料相当額（百円未満切り捨て）とします。

経営安定資金特別対策補助金

補助対象者	豊橋市経営安定資金融資制度の融資を受けた方
補助金の額	融資金額の1.0%に相当する額（融資限度額1,250万円まで） 回収条件を伴う場合、融資金額から回収金額を差し引いたものを補助対象額とします。

小規模事業者経営改善資金（マル経融資）利子補給補助金

補助対象者	日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金（マル経融資）を受けられた方 （ただし、令和7年3月31日までに融資実行されたものに限り。）
補助対象	マル経融資の利子支払開始日から起算した12回分までの利子支払額
補助金の額	利子支払額の1/2とし、10万円を上限とします。

マル経融資の融資条件等は、{ 豊橋商工会議所（TEL 53-7211）
日本政策金融公庫（TEL 52-3191）} へお問い合わせください。

未来産業人材育成支援事業	
事業内容	<p>地域事業者の生産性向上に向け、社会環境の変化に対応できる主体性のある産業人材の育成を支援するため、リスキリングを中心とした学びの機会の提供や学びの意識を醸成する交流の場の創出などを実施します。</p> <p><実施内容></p> <p>①経営幹部・管理層向けDX人材育成講座（仮） ②経営者・人事部門向けリスキリング推進のための勉強会（仮） ③人材育成に関する相談窓口「教育コンシェルジュ」の開設（仮） ④人材育成に関心のある企業同士や学んだ人同士の交流会（仮） ⑤人材育成の課題解決に向けた伴走支援（仮） ⑥経営幹部育成支援補助金（詳細は30ページ参照） ⑦無人航空機操縦者資格取得支援補助金（詳細は22ページ参照） ⑧産業用ドローン講習（詳細は5ページ参照） ⑨人材育成研修応援補助金（詳細は21ページ参照） ⑩人材育成推進宣言企業認定制度（詳細は下記参照）</p> <p>※①～⑤については9月頃を、⑧については7月頃を目途に実施内容の公開、参加者等の募集を開始予定です。詳しくはホームページをご覧ください。</p>
対象者	<p>①②③⑤・・・人材育成推進宣言認定企業の経営者・従業員等 ④・・・関心のある方はどなたでも ⑥⑦⑧⑨⑩・・・各事業の説明ページ参照</p>
<p>(問合せ先) 地域イノベーション推進室 TEL 51-2440 FAX 55-9090 (HP) 6月頃に公開予定</p>	

人材育成推進宣言企業認定制度	
事業内容	詳しくは、ホームページをご覧ください。
対象者	
申請方法等	
<p>(問合せ先) 地域イノベーション推進室 TEL 51-2440 FAX 55-9090 (HP) 6月頃に公開予定</p>	

その他

Urban Innovation TOYOHASHI(アーバンイノベーション豊橋)			
事業内容	柔軟な発想と優れた技術を持つスタートアップと地域の実情に詳しい市の職員が協働し、地域課題の解決に資するプロダクトの開発・実装に向けた実証実験を行います。		
対象者	自治体職員との協働による IT を活用した地域・行政課題の解決と新ビジネス・サービスの創出を目指すスタートアップ（起業家・起業家候補）、ベンチャー企業、企業の第二創業が対象。		
開発支援金	1 課題あたり最大 50 万円		
豊橋市が 解決策を 募集した課題	令和 5 年度		
	1	「私は受給対象ですか？」とはもう言わせない！ 誰もがわかりやすい福祉サービス案内の開発実証！	障害福祉課
	2	市の安全のため、ドローンや衛星などのリモートセンシングを活用して、より確実な海岸保全施設点検を行いたい！	農地整備課
	3	“ど” 煩雑な学校体育施設開放の手続きを、スマートロックや予約システムで便利にしたい！	「スポーツのまち」 づくり課
	4	3D都市モデルを活用して一緒にワクワクするコンテンツを作りたい！	都市計画課
	令和 4 年度		
	1	自然史博物館を使って、科学を楽しく学べるデジタルコンテンツを制作したい！	自然史博物館
	2	脱たて割り！部局を横断した相談支援ツールの構築	生活福祉課
	3	ごみ収集から地域の情報も収集する！まちの情報収集・活用ツールの開発	収集業務課
	4	27 年も未解決…豊橋駅前に大量に集まるムクドリを追い払いたい	公園緑地課
	5	市民が自分で市・県民税申告書を作成できる環境を届けたい！	市民税課
	問合せ先) 地域イノベーション推進室 TEL 51-2440 FAX 55-9090		



東三河ビジネスプランコンテスト				
事業内容	東三河地域で創業・新分野進出を考えている個人、法人、学生からビジネスプランを募集し、優秀な作品を表彰するとともに、融資制度の紹介や専門家等による多面的なフォローを行い、プランの実現化を進めます。			
対象者	東三河在住、または東三河で起業・創業予定の個人・法人・学生など			
募集部門	一般事業部門：実際に事業展開している、 もしくは、事業展開する予定のビジネスプラン アイデア部門：アイデア段階のビジネスプラン			
賞金等 (予定)	一般事業部門		アイデア部門	
	最優秀賞	優秀賞	最優秀賞	優秀賞
	30万円	15万円	5万円	3万円
	ほの国やってみりん賞		その他特別賞	
	地域課題の解決や地域資源の活用に関する優秀なプランが対象。 賞状・賞金		賞状・記念品など	
(問合せ先) 株式会社サイエンス・クリエイト TEL 44-1111 FAX 44-1122 (HP) 右記二次元コードよりご参照ください。				



Startup Garage (スタートアップガレージ)	
概要	東三河で起業をサポートするコワーキングスペースです。起業をして「新しい一歩」を踏み出す人々を応援しています。また、起業で同じ悩みを持つ仲間が集まる場所です。フラットと立ち寄ってスペースを利用したり、スタッフにじっくり相談したり、イベントを開催したりできます。
開館日時	平日：10時～20時 土曜：10時～17時 ※予約不要で利用できます。
相談対応	常駐のコーディネーターやスタッフに個別相談、アドバイスが受けられます。当日もしくは事前予約で下記(問合せ先)よりお申込みください。
スペースレンタル	施設内の一部を貸し切ってイベント等を行うことができます。 ※1時間あたり2,500円、2時間以上からお申込み可能です。 下記(問合せ先)よりお申込みください。
アクセス	〒441-8113 愛知県豊橋市西幸町字浜池333-9 豊橋サイエンスコア内
(問合せ先) 株式会社サイエンス・クリエイト スタートアップガレージ TEL 44-1117 (HP) 右記二次元コードよりご参照ください。	




メイカーズ・ラボとよはし

概要	レーザー加工機や3Dプリンターなどのデジタル工作機械を常設しており、これらを活用した「ものづくりの場」を提供しています。定期的にデジタル工作機械を活用した講座等を開催しています。はじめてものづくりを始める方から、研究や製品開発を目指す方まで、幅広く利用することができます。
開館日時	火曜日・水曜日・金曜日：10時～12時、13時～19時 土曜日：10時～12時、13時～17時
設備一覧	レーザー加工機、UVプリンター、3Dプリンター、3Dモデリングマシン、ガーメントプリンター、デジタル刺繍ミシン、ロボティクス機器、各種工具など
技術サポート	作りたいものを形にするうえでの相談やデータ作成のアドバイス、技術サポートの支援を行っています。
利用料金	右記二次元コードよりご参照ください。 <ul style="list-style-type: none"> ・見学や技術相談は、どなたでも無料です。 ・機材講習会や機械利用は有料です。 ・機械利用は予約制です。 
アクセス	〒441-8113 愛知県豊橋市西幸町字浜池333-9 豊橋サイエンスコア内
<p>(問合せ先) 株式会社サイエンス・クリエイト メイカーズ・ラボとよはし TEL 44-1110 (HP) 右記二次元コードよりご参照ください。</p> 	

アグリフード・ラボ

概要	食品試作品開発拠点です。女性農業者を中心に設立した『彩えんず kitchen』が入居し、メニュー開発をはじめ、地産地消のお弁当やパンを販売提供しています。
開館日時	平日：11時30分～14時
アクセス	〒441-8113 愛知県豊橋市西幸町字浜池333-9 豊橋サイエンスコア内
<p>(問合せ先) 合同会社彩えんずキッチン TEL・FAX 45-3102</p>	

宇宙ビジネス 相談デスク 宙サポ	
概要	衛星データ活用をはじめ、ここ数年で急速に民間企業の進出が進んでいる宇宙ビジネス。株式会社サイエンス・クリエイトでは、さまざまな事業者の宇宙ビジネスへの参入をサポートするため、相談窓口を開設しています。
開館日時	平日：9時～17時
アクセス	〒441-8113 愛知県豊橋市西幸町字浜池333-9 豊橋サイエンスコア 1F
(問合せ先) 株式会社サイエンス・クリエイト TEL 44-1111 (HP) 右記二次元コードよりご参照ください。 	

超異分野学会 豊橋フォーラム	
事業内容	地域内外の多様な分野の研究者や企業が参画する「超異分野学会豊橋フォーラム」を開催し、事業化プロジェクトを組成します。豊橋市を実証フィールドとして、共同研究・実証研究を展開し、研究シーズの社会実装及び研究開発型スタートアップの創出を目指します。
対象者	地元の事業者、大学、自治体に加え、地域内外のテクノロジーベンチャー・研究者・スタートアップなど
スケジュール ※事業実施の状況によって変更可能性あり	9月～11月：参加者の募集 12月：超異分野学会 豊橋フォーラム開催 1～3月：プロジェクト発足
(問合せ先) 株式会社サイエンス・クリエイト TEL 44-1111 FAX 44-1122	

共創コミュニティ創出支援事業	
事業内容	地域内外のスタートアップ起業家、新規事業創出やスタートアップとの共創に積極的な地元事業者の社員や経営者、エンジェル投資家、VC、金融機関、大学研究者、支援機関等が相互の関係性を深め、本地域発の新たなビジネスの創出に向けた連携、支援、切磋琢磨が生まれるコミュニティづくりに取り組みます。もって、地域に適したスタートアップエコシステムを形成し、本市産業の活性化を目指します。
対象者	地域内外のスタートアップ起業家、新規事業創出やスタートアップとの共創に積極的な地元事業者の社員や経営者、エンジェル投資家、VC、金融機関、大学研究者、支援機関
実施内容	年間を通じて、以下に関連する内容イベント等を実施します。 ・新事業創出や事業成長を目指した勉強会及びメンタリングの機会 ・共創を目的としたピッチイベント
(問合せ先) 地域イノベーション推進室 TEL 51-2440 FAX 55-9090	

【 お 願 い 】

制度、内容等が変更されていることもありますので、ご利用の際は
関係機関へご照会ください。

令和6年度版
豊橋市中小企業施策ガイドブック

令和6年4月 印刷発行

編 集 豊橋市 産業部 商工業振興課

発 行 豊橋市

〒440-8501 豊橋市今橋町1番地

TEL : (0532) 51-2425

FAX : (0532) 55-9090

E-mail : shokogyo@city.toyohashi.lg.jp



ええじゃいか豊橋